

社会林業におけるジェンダーの視点

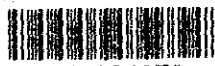
事例集

平成6年3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

総研
J R
94-29

JICA LIBRARY



1112164171

国際協力事業団

26159

本事例集は、平成5年度調査研究「社会林業におけるジェンダーの視点」報告書に要約された、各国・各地域における社会林業プロジェクトを中心とした、住民と森林との関わりが大きいプロジェクトの事例をとりまとめたものである。

目 次

I.	ネパールにおける森林資源とジェンダー	1
I-1.	はじめに	2
I-2.	ネパールの林業政策	2
I-3.	森林と住民の関わり	17
I-4.	森林の減少が住民に及ぼす影響	18
I-5.	オーストラリア林業協力プロジェクト	20
I-6.	アンナプルナ保全地域プロジェクト	28
I-7.	フェワ湖流域管理プロジェクト	33
I-8.	ベグナス湖・ルパ湖プロジェクト	37
I-9.	森林の保全・管理と女性の参加・参画	41
II.	タイにおける社会林業プロジェクトとジェンダー	48
II-1.	森林の状況	49
II-2.	林業の現状と役割	52
II-3.	森林関係機関及び林業の基本政策	53
II-4.	王室林野局の社会林業プロジェクト	57
II-5.	UNDP・FAOの社会林業プロジェクト	59
II-6.	人口・地域開発協会（PDA）の社会林業プロジェクト	63
II-7.	東北タイ造林普及計画プロジェクト	69
III.	ケニアにおける社会林業	80
III-1.	ケニアの自然と社会経済条件	81
III-2.	ケニアの森林・林業と林業政策	82
III-3.	JICA社会林業訓練プロジェクト	84
III-4.	まとめ	89

IV.	インドネシアとラオスの焼畑農業とジェンダー	91
	IV-1. はじめに	92
	IV-2. 住民による森林利用	92
	IV-3. インドネシアにおける国有林と地域住民	93
	IV-4. インドネシアの焼畑農業	96
	IV-5. ラオスにおける国有林と地域住民	108
	IV-6. まとめ：森林利用をめぐる女性の役割	112
V.	サヘルにおける森林利用とジェンダー	115
	V-1. サヘルの自然環境と歴史	116
	V-2. 伝統技術の見直し	117
	V-3. 生物資源の利用に関する土着の知識	118
	V-4. アグロフォレストリー	119
	V-5. 伝統的社会組織・制度の再評価	120
	V-6. 男女の土地所有権と役割分担	122
	V-7. ジェンダーの視点からの課題	125
VI.	アグロフォレストリーとジェンダー	127
	VI-1. はじめに	128
	VI-2. アグロフォレストリーの分類	129
	VI-3. インドネシアにおけるアグロフォレストリー	131
	VI-4. ナイジェリアにおけるアグロフォレストリー	136
VII.	日本の森林資源とジェンダー	142
	VII-1. はじめに	143
	VII-2. 事例となる地域の概況	144
	VII-3. 生活に活用される農林産物	148
	VII-4. 山野で自生・生息する動植物の採取と利用	155
	VII-5. 自家用農産物加工	159
	VII-6. 生活者から見た森林資源	163
	VII-7. 生活者の資源観をさぐる	164
	VII-8. 社会林業アプローチへの応用	166
VIII.	資料編	170
	VIII-1. ネパール林業普及計画におけるニーズ調査の概要	171
	VIII-2. タイ国カチャナリ地方におけるJICA林業開発調査	177

事例集執筆分担

本事例集は、調査研究「社会林業プロジェクトにおけるジェンダーの視点」の検討会メンバー及びアドバイザーにより、以下の通り、分担して執筆したものである。

第I章 (I-1. ~5, I-9.)	田中由美子 (調査研究主査) JICA国際協力専門員
第I章 (I-6. ~8) 第II章 (II-1. ~II-6.)	高澤佐紀子 (調査研究検討会メンバー) 海外コンサルティング企業協会研究員
第II章 (II-1. ~II-4. の一部 及びII-7.)	柳原保邦 (調査研究アドバイザー) JICA国際協力専門員
第III章	渡辺 桂 (調査研究アドバイザー) JICA国際協力専門員
第IV章	井上 真 (調査研究検討会メンバー) 東京大学農学部林学科助手
第V章	山形 洋一 (調査研究検討会メンバー) JICA国際協力専門員
第VI章	増田美砂 (調査研究検討会メンバー) 筑波大学林政学講師
第VII章	富田祥之亮 (調査研究検討会メンバー) 農村生活総合研究センター研究員
第VIII章 (VIII-2.)	生江 明 (調査研究検討会メンバー) 国際協力サービスセンター研究員

図 表 リ ス ト

		(頁)
図 I - 1.	ネパールの行政区分と地域開発計画地域区分	3
図 I - 2.	ネパール森林土壌保全省組織図	10
図 I - 3.	オーストラリア林業プロジェクト地域図	21
表 I - 1.	ネパールの開発地域と県及び郡	4
表 I - 2.	ネパールにおける土地利用形態	6
表 I - 3.	ネパールにおける森林分布	6
表 I - 4.	林業部門マスタープランに対する援助機関の支援	16
表 I - 5.	トゥクチャコ・サノ・パンの森林ユーザー・グループ一覧	22
表 I - 6.	季節による労働時間配分	42
資料 I - 1.	林業部門マスタープランにおける主要目標	8
資料 I - 2.	林業部門マスタープランにおける主要プログラム	9
表 II - 1.	タイにおける森林減少の地域別推移	49
表 II - 2.	タイ経済に占める農林水産業の位置	52
表 II - 3.	王室林野局予算	53
表 II - 4.	タイにおける木材の需要供給の推移	55
表 II - 5.	造林面積の推移	56
表 II - 6.	東北タイ造林普及プロジェクト全体計画	70
図 II - 1.	土地利用状況の推移	51
図 II - 2.	UNDP・FAOプロジェクトのデモンストレーションファーム	60
図 II - 3.	マハサラカムセンター組織図	65
資料 II - 1.	タイにおける森林政策の推移	54
資料 II - 2.	ニーズ調査内容①	72
資料 II - 3.	ニーズ調査内容②とその解答	73
資料 II - 4.	東北地方の農村基礎データ調査のデータベース内容	75
表 IV - 1.	森林区分の基準	94
表 IV - 2.	利用区分別森林面積	95
表 IV - 3.	ケニア人の社会における性別役割分担	112
図 IV - 1.	ケニア人の村落の位置	96
図 IV - 2.	ブヌア人の居住するダメイ郡の位置	100
図 IV - 3.	ワナ人の居住するウル・ボンカ郡の位置	104
図 IV - 4.	ラオス人民民主共和国ウドムサイ県の位置	109

	(頁)
表 V - 1 .	バンガセ村における土地所有 …… 122
表 V - 2 .	農業におけるモシ族の性別役割分業 …… 124
図 VI - 1 .	アグロフォレストリーにおける要素の組み合わせ …… 129
図 VI - 2 .	アグロフォレストリーの類型化 …… 130
表 VII - 1 .	農家、林家が生産する農林水産物の調査項目 …… 150
表 VII - 2 .	農林水産物の生産 (1) (長野県三岳) …… 151
表 VII - 3 .	農林水産物の生産 (2) (岡山県加茂) …… 152
表 VII - 4 .	農林水産物の生産 (3) …… 153
表 VII - 5 .	農林水産物の生産 (4) …… 154
表 VII - 6 .	山野で自生・生息する動植物の利用 …… 156
表 VII - 7 .	山野で採取する植物 (長野県三岳) …… 157
表 VII - 8 .	山野で採取する植物 (岡山県加茂) …… 158
表 VII - 9 .	自家用農産物加工 …… 160
表 VII - 10 .	自家加工品 (長野県三岳) …… 161
表 VII - 11 .	自家加工品 (岡山県加茂) …… 162
図 VII - 1 .	事例となる地域位置図 …… 145
図 VII - 2 .	山地村の暮らしからみた地域資源のすがた …… 165
表 VIII - 1 .	土地利用現況表 …… 182
表 VIII - 2 .	年次別森林面積減少状況 …… 183
表 VIII - 3 .	モデル地域土地利用現況面積表 …… 183
表 VIII - 4 .	林相別稚樹本数 …… 185
表 VIII - 5 .	森林立地別稚樹本数 …… 185
表 VIII - 6 .	モデル地域内の土地利用区分分類 …… 186
表 VIII - 7 .	モデル地域の地種区分及び面積 …… 187
表 VIII - 8 .	生活現況調査結果要約 …… 190
表 VIII - 9 .	燃料の入手形態 …… 194
表 VIII - 10 .	生業の変化 …… 196
表 VIII - 11 .	年次別総人口数と世帯割年間就労日数見積もり …… 199
表 VIII - 12 .	木材生産量及び不法材処分量 …… 203
図 VIII - 1 .	調査対象地域 …… 178
図 VIII - 2 .	調査対象地域における地域土地利用計画策定概念図 …… 180

I . ネパールにおける森林資源とジェンダー

I-1. はじめに

ネパール社会は文化、言語を異にするさまざまな民族で構成されており、それぞれ固有の社会構造や社会規範を有している。(石井, 1992, pp.96-98)また、地形的に高い山々や南北に流れる河川により地域社会が分断されているため、ものや情報の流通量、速度が限定されている。このようなネパールの地域社会においては民族、宗教、カースト、地縁関係、年齢などの社会的特質により、開発への期待やニーズは異なっていると考えられる。

森林の減少によって、現在、土砂崩れ、土壌流出、洪水、砂漠化などが問題となっているが、それが農業生産や生態系・環境に及ぼしている影響については、ネパール政府が作成した「森林部門マスタープラン(1988-2010)」に詳しく述べられている。

本章では、ネパール国の林業政策の概況と現在実施されているいくつかの社会林業プロジェクトの事例や、各種の文献・統計資料から、必要とされるジェンダーの視点を検討していく。

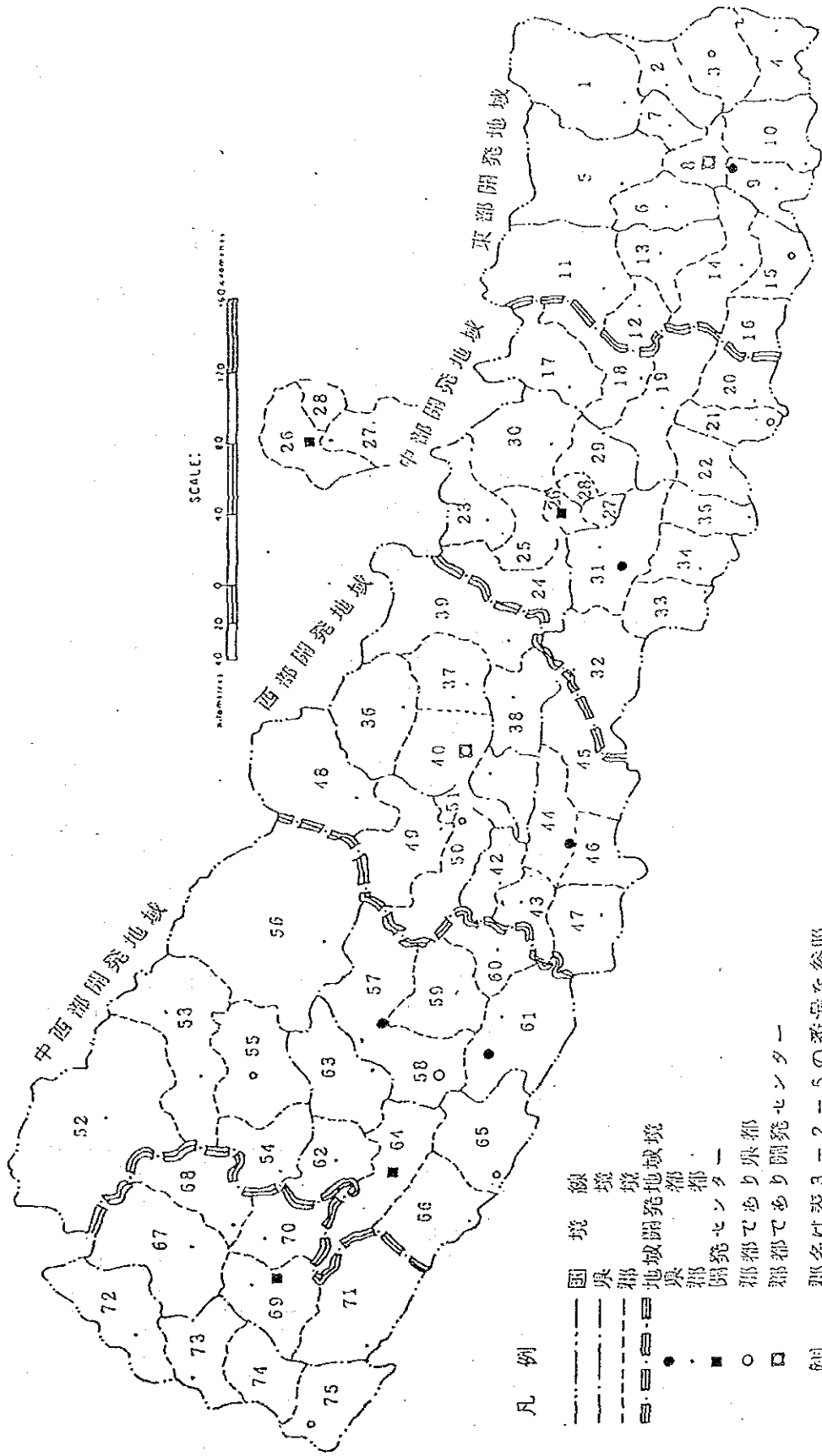
I-2. ネパールの林業政策

(1) 林業の概況

ネパールは、ヒマラヤ山脈の南に位置し、人口約1850万人、国土は147,181平方キロメートルで北海道の約2倍の面積を有している。北部はヒマラヤ山脈を隔てて中国のチベット自治区に面し、東西南部の3方はインドに囲まれた内陸国である。生態学的には、東西を通じて帯状に山岳地域、丘陵地域、テライ地域の3つに分類される。⁽¹⁾これは、ヒマラヤ高地、上部山地、中間山地、シワリク丘陵、テライ平野と呼ばれる5地域に区分されることもある。(門田, 1990.12, p.23)国土は、標高8000メートルを越える世界最高峰の山々や、北から南へ注ぐ無数の河川などにより分断されている。行政的には、14県(zone)と75郡(district)に分かれ、約10-15郡が集まって東部、中部、西部、中西部、極西部の5つの開発地域を構成している(図I-1.及び表I-1.)。

全人口の90%以上が農村地域に住んでいるネパールにおいて、森林・林業は農業と並んで国家経済に重要な役割を果たしている。ネパール政府の「林業部門マスタープラン概要」(HMG, 1988)によれば、GDPに占める農・牧・林・水産業の割合は合計約60%であり、その約4分の1は林業によるものである。また、全労働人口の約2割は林業に携わっている。森林から採取される飼料木は、家畜の飼料の40%をまかなっており、農業用の肥料にも利用されている。燃料の75%は、森林からの薪に依存している。森林は、灌漑用水、飲料水などの貴重な水資源の保全にも重要な役割を果たしている。

図I-1. ネパールの行政区分と地域開発計画地域区分



出典：「ネパール国農村社会基盤開発

基礎調査報告書」JICA

S61年3月, P34.

表I-1. ネパールの開発地域と県及び郡

開発地域名	県名 (Zone)	郡名 (District)	
東 部	Mechi	1. Taplejung 2. Panchthar	3. Ilam 4. Jhapa
	Kosi	5. Sankhuasabha 6. Bhojpur 7. Tehrathum	8. Dhakuta 9. Sunsari 10. Morang
	Sagarmatha	11. Solukhumbu 12. Okhaldhunga 13. Khotang	14. Udayapur 15. Saptari 16. Siraha
中 部	Janakpur	17. Dolakha 18. Ramechhap 19. Sindhuli	20. Dhanusha 21. Mahottari 22. Sarlahi
	Bagmati	23. Rasuwa 24. Dhading 25. Nuwakot 26. Kathmandu	27. Lalitpur 28. Bhaktapur 29. Kavre 30. Sindhupalchok
	Narayani	31. Makwanpur 32. Chitwan 33. Parsa	34. Bara 35. Rautahat
西 部	Gandaki	36. Manang 37. Lamjung 38. Tanahu	39. Gorakha 40. Kaski 41. Syangja
	Lumbini	42. Gulmi 43. Arghakhanchi 44. Palpa	45. Nawalparasi 46. Rupandehi 47. Kapilvastu
	Dhawalagiri	48. Mustang 49. Myadgi	50. Baglung 51. Parbat
中西部	Karnali	52. Humla 53. Mugu 54. Kalikot	55. Jumla 56. Dolpa
	Rapti	57. Rukum 58. Salyan 59. Rolpa	60. Pyuthan 61. Dangdeokhuri
	Bheri	62. Dailekh 63. Jajarkot 64. Surkhet	65. Banke 66. Bardiya
極西部	Seti	67. Bajhang 68. Bajura 69. Doti	70. Achcham 71. Kailali
	Mahakali	72. Darchula 73. Baitadi	74. Dandeldhura 75. Kanchanpur

出 所 : Nepal Agriculture Sector Strategy Study, Vol. II, 1982

ネパール政府の発表によると、森林面積は国土の約58%であり、天然林(約37%)、低木林(約5%)、草地(約12%)、農家林(約4%)となっている(表I-2.)。林野のほかには農耕地が約21%、および住居、岩地、積雪地、河川・湖沼などが合計約21%となっている。政府の森林の定義は、高木の樹冠粗密度を10%以上とし、草地、造林地、山火事の跡地、農耕放棄地、農地の一部を含んだ森林法による土地所有にもとづく林地である。しかし、1986年に完成されたLRMP(Land Resources Mapping Project)によると、森林は国土の42.8%しかなく、さらに森林を高木の樹冠粗密度40%以上と定義すると、実際の森林は28.1%しかないという報告もある。(門田, 1990.12, p.24)

森林が多く残っている国立公園や野生動物保護区は、野生動物や遺伝子の宝庫でもあり、生物学的多様性を維持するためにも欠かせないものである。このような地域は、ヒマラヤの生態系の維持、および自然と調和した観光開発を進めるというエコツーリズムの観点からも、近年注目されるようになってきている。

天然林の約11%が、ヒマラヤ高地とテライ地域にあり、その他はシワリク丘陵、中間山地、上部山地に分散している。テライ地域の森林は交通の便が良いため、最も多く木材として利用されている。また、中西部に森林の30%が集中しているが、その他は平均的に分布している(表I-3.)。しかし、森林のうち15%が樹冠密度70%以上であり、稚樹は1%しかない。これは、頻繁に起きる山火事と、稚樹の過度な伐採によるものである。FAOの1980年の報告によると、ネパールの森林は、年率4.3%という世界一の速さで破壊され、天然林面積は、1964-1985年間で57万ha減少した。その主な原因は、テライ地域では大量の入植と盗伐で、丘陵地域では住民の生活用の薪などの採取であった。この間、政府のプランテーションで47,300ha、共同体によるプランテーションで21,900haが新たに植林されたにすぎなかった。これは現在の全林野面積のたった1%にすぎない。

現在は道が険しかったり、道が存在しないなどという理由で、人々がすべての森林に容易に到達することはできないが、もしそれが可能になれば、もっと持続可能なレベルで人々のニーズを充たすために森林が有効に利用される可能性もあるといわれている。テライ地域に次いで最も人口密度が高い丘陵地域では、村から比較的近い森林は過度に利用されており破壊が進んでいるが、全体としてみると薪として利用可能な森林資源は、その40-70%しか使われていない。それは、多くの森林が遠隔地にあり到達不可能であったり、また必要以上に薪を採取しても他の地域に運搬する手段がないからである。

表 I - 2. ネパールにおける土地利用形態

土地利用形態	面積 (k m ²)
1. 林野	85,600 (58%)
天然林	55,000 (37%)
低木林	7,100 (5%)
草地	17,500 (12%)
農家林	6,000 (4%)
2. 農耕地	30,500 (21%)
3. 住居、積雪地、 河川・湖沼等	30,900 (21%)
合 計	147,000

出所：HMG/Ministry of Forest and Environment (1988).

Master Plan for the Forestry Sector, Nepal;

Executive Summary.

表 I - 3. ネパールにおける森林分布

地 区	比率 (%)
東 部	1.7
中央部	1.9
西 部	1.6
中西部	3.0
極西部	1.8
合 計	10.0

出所：JICA (1990).

Country Report for the Group

Training Course in Reforestation

Techniques and Forest Management

in 1990.

ネパールにおける一戸あたりの平均耕地面積は1.12haで、ほとんどが自家所有である。(国際農林業協会編, 1992, P. 53) また、全農耕地の2割を、一戸平均1ha以下の土地しか持たない農民が耕している。一戸当たり0.5ha以下の土地所有農家は全体の約50%、0.5から1haの土地所有農家は約16%である。したがって、1ha以下の耕地しか所有しない農民は全体の約70%にもなる。10ha以上の農家の割合は0.7%しかなく、テライ地域に一部大土地所有制が残っているが、中間山地では大多数の農民は零細自作農である。彼らは、農業用の肥料、用材、燃材、家畜飼料、褥草 (bedding) を森林資源に依存している。

政府の「林業部門マスタープラン(1988-2010)」の概要によると、全森林の15%にあたる125万ha(既存の41万haのプランテーション及び植林地を含める)の森林が非常に良く管理されたと仮定し、さらに31万戸の家庭で燃料効率の高いストーブが使用されたととしても、森林の破壊は進むと考えられている。テライ地域と中間山地を合わせると全人口の約85%が住んでいるが、その地域における薪の不足量は、現在の年間260万トンから2000年までには年間350万トンに達するだろうと予測されている。森林管理が効果的に実施されれば、2010年には不足量は一時的に250万トンに減少することはあるが、依然として不足し続ける。この地域における木材の供給量に関しても同様で、現在は25万立方メートル不足しているが、2000年には120万立方メートルに達する。また2010年には一時的に110万立方メートルになるが、その後も不足量は増加し続けると予測されている。

飼料木は全国的には余剰があるとされているが、それはシワリク丘陵、上部山地、ヒマラヤ高地において余剰があるからであり、全体の80%の家畜が飼育されているテライ地域と中間山地においては不足しているのが現状である。しかも飼料木の余剰分は徐々に減少し、2010年には不足に転じると予測されている。

現在の速度で森林破壊が進むと、今後25年間に全天然林の11%にあたる60万haの天然林が消滅し、需要と供給の格差が拡大し続けることになる。森林は、高い人口増加率(1970年代には年平均2.66%、1980年代には年平均2.08%、そして過去30年間に人口は約2倍に増加し、テライ平野での人口増加率は1970年代には年平均4.2%であった)、人口増加に伴う薪の需要の増加、家畜の増加に伴う飼料木の需要の増加、農耕地の拡大などにより急速に破壊されてきた。その結果、土砂災害、山岳地域の環境の悪化を招き、河川の下流域における土砂の沈殿、表土の流出による農耕地の土壌劣化などが起きている。森林資源の減少は、森林に携わる人々の雇用機会を奪うばかりでなく、農牧業などにも支障をきたし、飲料水、薬草、その他の林産物の確保を困難にし、農民の日常生活にも多大な影響を及ぼしている。したがって、ネパールの社会及び経済の存続はひとえに森林の回復にかかっているといても過言ではなく、残された森林をいかに保全・管理していくか、荒廃地などを利用していかに植林を進めていけるかが、今後極めて重要な課題になってくる。

(2) ネパールにおける林業の基本政策

森林資源の破壊及び減少に対し、ネパール政府は、1978年、パンチャヤット林規則 (Panchayat Forest: FP) およびパンチャヤット保護林規則 (Panchayat Protected Forest: PPF) を成立させ、それまでの政策を改め、住民の福祉を重視した社会林業の導入を図った。それは、従来の林業では社会経済開発を進めることができなかったという反省に基づいている。特に1970年代には、植林や森林管理が十分行われなかったが、その主な理由は、①1957年以降政府が全森林を国有化したことによって、住民の森林管理意識が低下したこと、②政府の森林官の主な役割は、用材生産のための森林を守ることであったため薪や飼料木などを採取する住民を事実上森林からしめ出してしまったこと、③そのために森林官と住民の関係が悪化したことなどによる。政府はこれらの規則のもとに、国有林の一部を共同体に管理させようとし、その結果、1982年の地方分権法の発布に勢いがついたとされている。

このような状況のもとに、ネパール政府は1988年12月、フィンランド政府及びアジア開発銀行などの支援により「林業部門マスタープラン」 ("Master Plan for the Forestry Sector: 1990-2010") を策定し、1989年4月に承認した。このプランの主な目標は、資料I-1.の通りである。

資料I-1. 林業部門マスタープランにおける主要目標

長期的目標：

- 1) 人々の燃材、用材、飼料木、林産物などに対する基本的ニーズを満たし、林業と農牧業の生産統合を通じて食糧生産に貢献する。
- 2) 土壌劣化、洪水、土砂崩れ、砂漠化、その他の生態系の不均衡から土地を保全する。
- 3) 生態系及び遺伝資源の保全を行う。
- 4) 森林資源管理、林産工業の振興及びそれに伴う収入及び雇用創出により地域及び国家の経済発展に寄与する。

短期的目標：

- 1) 森林資源の開発、管理、保全のために住民参加を促進する。
- 2) 森林資源の開発、管理、保全に関し、個人、共同体、関係機関の貢献度を高めるために法制度を整備する。
- 3) このような活動を可能にするために、林業部門の組織及び関連機構の強化を行う。

資料 I - 2. は、「林業部門マスタープラン」における主要目標を達成するために設定されたプログラムである。プログラムは、実行プログラムと支援プログラムの2つに大別されている。これらの中で実行プログラムの「共同体・私営林業」の比率は極めて高く、全体の約半分を占めており、林業部門の最重要施策となっている。「共同体・私営林業」の主な目的は、住民に森林を委譲し、共同体で森林保全と管理をさせようというもので、社会林業の根幹となる部分である。これを見ても、ネパール政府がいかに社会林業を重視しているかがよくわかる。なお、図 I - 2. には、ネパール森林土壌保全省の組織図を示した。

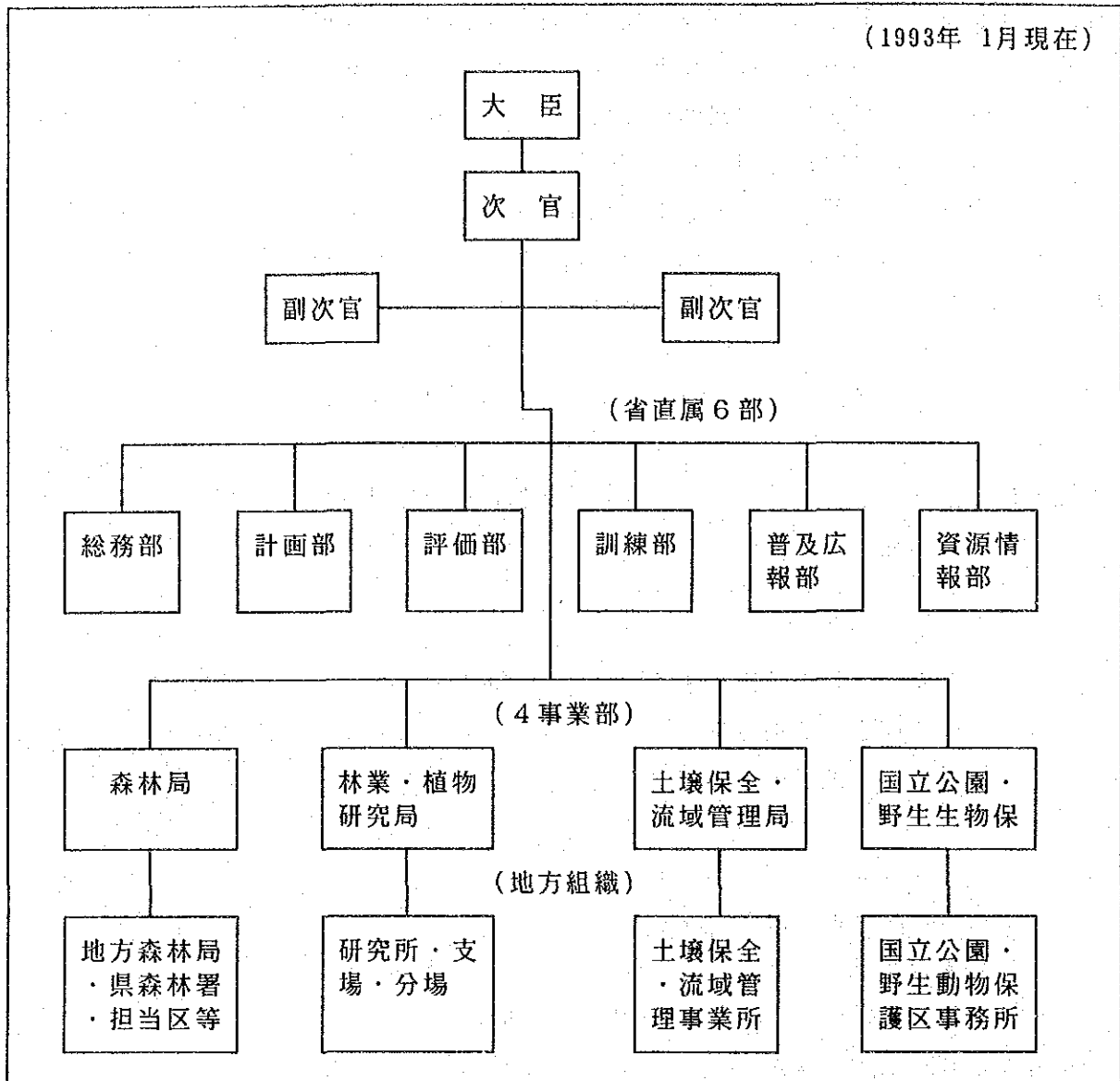
資料 I - 2. 林業部門マスタープランにおける主要プログラム

1. 実行プログラム	投資必要額 (1989-2010)	比率 (%)
(1) 共同体・私営林業	811.2 (US\$million)	46.6
(2) 国営・借地林業	352.4	20.2
(3) 林産工業	82.8	4.7
(4) 薬草・香料・林野副産物	80.1	4.6
(5) 土壌保全・流域管理	156.6	9.0
(6) 生態系・遺伝子資源保全	116.4	6.7
小計	1,599.5	91.8
2. 支援プログラム		
(1) 政策・制度の改善	—	—
(2) 機構改革	2.8	0.2
(3) 人的資源開発	82.7	4.7
(4) 林業研究・普及	36.6	2.1
(5) 資源情報・計画支援	14.9	0.9
(6) モニタリング・評価	5.5	0.3
小計	142.5	8.2
合計	1,742.0	100.0

(US\$1=¥124 換算とするとUS\$1,742million = 約2160億円)

出所： HMG/Ministry of Forest and Environment (1988). Master Plan for the Forestry Sector; Executive Summary, p.32.

図 I - 2. ネパール森林土壌保全省組織図



出所：JICAネパール林業普及計画プロジェクト

- 注：1) 森林局のみ75県すべてに森林署を持っている。省の予算の7割は森林局に配分されている。
- 2) 森林局に住民林業開発部 (Community Forestry Development Division)がある。
- 3) JICAの協力は、普及広報部を直接のカウンターパートとしている。
- 4) FINNIDA は計画部、評価部、訓練部、資源情報部などに協力している。

ネパールにおける社会林業の定義はさまざまである。ギルモア (Gilmour and Fisher, 1991, p.8) は、社会林業 (Social Forestry) と住民林業 (Community Forestry) を区別して使用している。社会林業の概念が発生した背景には、従来のマクロ経済への貢献を目的とする産業的林業 (Industrial Forestry) は、途上国の経済・社会の開発及び基本的ニーズの充足に寄与してこなかったという反省がある。産業的林業は、もっぱらマクロ経済の中での木材供給を目的をしたため、地域住民に対する配慮は乏しく、彼らとの葛藤が森林破壊につながる例も多かった。従って、①地域により管理され、②その恩恵が地域に配分されるような林業を住民林業と呼んでいる。後者②は社会林業の定義にも用いられ、林業の便益が住民に及べばそれも社会林業であり、この意味では産業的林業も含まれてしまうことがある。従って、それと区別するために、住民林業をより厳密な意味で、住民自らが計画・管理し、その便益が「直接」に住民に還元される形態を指すとしている。ギルモアは「森林資源の所有と管理が農村住民により行われ、住民が、それを自分たちのために使用し、農業システムの一部としてその所有と管理が行われるような林業を住民林業と呼ぶ。従って、住民の管理によるならば、林産物が活用されたり、市場で売買されるようなことも含まれる。」としている。

ネパール政府の社会林業に関する方針も、従来の植林や苗木の配布中心の林業から住民の主体性を重んじ、森林ユーザー・グループの形成を通じた住民による森林保全と管理を推進するという方向に移行しつつある。住民林業を進めるのは、農村地域において住民の生活向上を図るためであり、そうすることにより森林資源管理も適正に行われるとしている。さらに、住民林業を進めるために、政府の管理下にあった村の森林や天然林の使用権及び管理権を住民に委譲することにより、それが達成されるとしている。

マスタープランの策定から早くも3年以上が経過したが、その間にネパールではいくつかの大きな政治的・経済的变化が起きたために実施が遅れている。第一の大きな変化は、1990年に起きた民主化運動の高まりである。従来のパンチャヤット制度が廃止され、新憲法のもとに政党活動が認められるようになった。さらに、1991年4月に選挙が行われた結果、ネパール会議派が第一党になりコイララ首相を党首とする民主政権が誕生した。この新たな政権により、これまでは抑制されていた民間部門の活動を活性化する方策が取られるようになった。政治体制の変化にもかかわらず、林業部門マスタープランは継続して基本方針とされてきたが、その実施はかなり遅れた。

マスタープランの実施を遅らせている第二の要因は、1989-1990年にかけて15か月間、インドとの国境が閉鎖されたため、経済活動に必要な物資が調達できず日常生活及び行政に支障をきたしたことである。第三の要因は、第8次国家開発計画(1992-97)において政府が、①経済の効率性、②民間部門の振興、③計画作成・実施への住民の参加を重要視するという三つの基本的な政策を打ち出し、大規模な行政改革に踏みきったことである。この改革は、政府職員数を2年間で3分の2に減少させ、給与の余剰分は残り3分の1の職員の昇給に当てるというものである。その結果、社会林業の主な推進省庁である森林土壌保全省の職員数が削減されたり、各援助機関のカウンターパートも短期間で担当部署を転換されたりするなど、プログラム推進上支障を来している。例えば、上記の共同体・私営林業にかかわるプログラムに対する援助国のコミットメントはすでに100%になっているがこれまでの実施率は、20-30%程度でしかない。

この他、マスタープラン実施の遅延に関してはさまざまな意見が出されているが、共通して指摘されるのは以下のような点である。

- 1) 中央集権的行政機構：政府職員や予算は中央に集中しているため、地方での活動に支障を来し、実施率が上がらない結果となっている。
- 2) トップダウンの計画立案、実施方式が伝統的に強く、地方住民、地方行政官の意見やニーズが、計画やプログラムに適切に反映されない。
- 3) データや情報が正確でなかったり古かったり、あるいは存在しないために現状を把握しにくい。
- 4) 政府の各部署の間での調整、意見や経験の交流が十分されていない。
- 5) 援助機関の間での調整、意見や情報の交流が十分されていない。(依然地域ごとに援助していて、局所的、かつ特定の分野への協力しかしない。)
- 6) 林業部門は基本的には技術者集団であり、社会学的手法などを十分習得した人材が少ないので、住民参加などを進める場合、コミュニケーションや組織化を進めるのが困難である。

(林業部門での業務はこれまで森林警察の機能が主体で住民を森林から排除することに主眼が置かれていたため、住民主体の林業を推進するように職員の考え方を切り替えるのは容易ではない。)

以上のような点を分析し、マスタープランを推進していくために、ネパール政府はUNDPの支援を受け、「ネパールにおける林業部門プログラムの実施—その機会と制約条件」(1992年8月)(HMG, 1992)という調査報告書の草案を作成した。現在この草案は援助機関会議の場で討議されているが、その中で以下のようないくつかの重要な指摘をしている。

【なお以下の《 》内は、現地 J I C A 林業普及プロジェクトによるコメント】

1) 地方分権化

政府は1982年、地方分権化法を制定し、これに基づいて地方の営林署の強化なども行おうとしてきた。しかし、中央で援助が行われることにより逆の現象を引き起こし中央集権化が更に進行してしまっている。従って、地方に財政資金や人材が配置されるような新たな措置が必要である。《しかし、これは現在のネパールの社会構造の根幹に触れる大問題であり、簡単なことではない。》

2) 計画策定

開発計画の立案・作成に関しては地方事務所と中央との関係が重要であり、地方レベルで立案した計画を中央が取り上げるようにすべきである。《つまり、中央で作られた計画を、地域（地方、郡、村への順序で）に下ろしていくのではなく、地域ごとにローカル・ニーズに基づく実施計画を作成する必要がある。》

3) プログラム・アプローチ

政府は、マスタープランの実施方針として「従来の地域ごとに援助機関がプロジェクトを実施する方式（Project Approach）は、援助の方針・程度などの違いによって地域格差を生むなどの弊害があった。プランの実施に当たっては、これを排除し、各プログラムに添った支援方式（Programme Approach）を採用する」として、これを援助国・機関に要請した。これに応え、これまでに世銀、UNDP、FAOなどの国際機関を初めとし、主な2国間援助機関（USAID, CIDA, DANIDA, FINNIDA, ODA, AIDAB, JICAなど）、国際NGO（CARE, REDD BURNA など）が援助を実施してきた。プログラム・アプローチを強化するためには林業部門調整委員会（Forestry Sector Coordination Committee）の機能強化をすべきであるとしている。《しかし、現在までの経過を見ると、この方針は森林土壌保全省の中央機構の膨張に貢献しただけで、現場の事業の推進には役立っていない。》

4) 林業部門以外の専門家の活用

住民参加及び民間部門の活性化を進めていくためには、社会や経済などの分野の専門家の活用が必要であるが、現行の制度ではこのような専門家は林業部門では雇用できない。これを早急に改正していく必要があるが、当面は援助国がコンサルタントなどを供与して対処していくことも重要である。

5) NGO

NGOは研究と実践を有効に連係させるために有用である。NGOは政府に協力したいという意志も表明しているが、連係はうまく行われていない。NGOの調整委員会を設置して、NGO間の情報交換を図るとともに、経験豊富なNGOが小規模のNGOなどに協

力していくことも重要である。《これが、中央における不毛の議論に終わらないよう、格別の注意が必要である。》

このHMG/UNDPの草案では、さらに12のプログラムについてそれぞれ評価を行っており、今後の方向を示している。社会林業に関係が深い第一番目の実行プログラム（共同体・私営林業）に関しては、過去2年間で1200の森林ユーザー・グループに対し合計100,000ヘクタールの林地が委譲された。住民参加の概念は、徐々に理解されるようになってきたものの、実際に委譲された面積は依然極めて少ない。その原因は、①政府の施策や方針が明確でないこと、②住民林業が狭義に理解されており、住民が自主的に森林管理をするようになった場合、林産物の商品化などを奨励すべきであるという配慮に欠けていること、および、③上記のようなマスタープラン全体に共通の問題も抱えていることなどとしている。《この草案では、ネパールにおける官僚機構の特質、タテ割り行政、中央集権、などは見落とされている。》

森林委譲度の低さを改善するために、HMG/UNDPの報告書は以下の項目を提言している。

- ①法令の改正や政策的支援により森林をユーザー・グループに委譲する速度を速める、
- ②地域の営林署を強化する、
- ③共同体・私営林業を推進するために住民林業開発部（CDFD）の権限を強化する、
《これらにより、官僚機構の膨張が懸念される。これを打破するためには、住民（森林利用者グループ）に補助して、彼らが技術的な監視人を雇えるようにするほうがよい。》
- ④住民林業を進めるに当たり画一的な方法をとるのではなく地域ごとの特性のある方法を開発する、
- ⑤社会学的側面を研究する（例えばテライ平野への移住など）、
- ⑥活動的なNGOと協力する方法を探る、
- ⑦大蔵省と協力して予算の早期配分を進めるためのタスクフォースを設立する。

これらの提言は、今後とも林業部門調整会議の場で検討されていくと思われるが、ネパールのような民族的・文化的にも多様な社会においては、社会林業の実態を分析・評価するためには更にきめ細かい地域社会ごとの社会・経済調査が必要であり、それを実施に結びつけていく有効な方法が模索されることが急務である。また、林業部門調整会議そのものが、ネパール官僚制のカトマンズ一極集中を助けてきた事実も忘れてはならない。

(3) 国際援助機関の森林関連プログラム

第8次5か年計画(1990-1995)には林業部門マスタープランに対する各援助国や援助機関の支援額が提示されている。海外援助の必要額は、合計US\$169,640,000と積算されており、そのうち既に71%まで援助国や援助機関の拠出金に対するコミットメントが得られている。林業部門マスタープランのプログラムごとのコミットメント程度は異なり、住民林業、人的資源開発、資源情報・計画支援、モニタリング・評価に対しては100%、研究・普及には92%、土壌管理・流域保全には52%、林産工業には22%、薬草・香料・林野副産物には11%となっている。

更に、林業部門マスタープランの各プログラムに対する援助機関の支援担当分野は、表I-4.に示す通りである。これを見ると、共同体・私営林業に対しては援助国・機関の数が最も多く、8か国・機関がプロジェクト援助を実施している。次に多いのが土壌保全・流域管理の7か国・機関、訓練はDANIDAとFINNIDA、普及はJICAとなっている。

ちなみに、ネパールにおける住民林業プロジェクトに関しては、1978年、PF,PPF Rulesが導入され、ネパール/オーストラリア林業プロジェクトIが開始され、援助活動が開始された。1980年には、世銀/UNDP/FAOの支援による「住民林業進行プロジェクト」も開始され、山間部での大規模な住民林業が開始された。さらに、マスタープラン策定後、FINNIDAは「林業部門制度強化プロジェクト(FSISP)」、USAIDは「森林開発プロジェクト」の実施などを開始した。その他、ほとんどすべての援助国機関が、ネパール林業部門に参入する状態になっているが、これは後述するように、カトマンズ一極集中に拍車をかけるというマイナスの要素も伴っている。

林業部門における援助国・援助機関会議はカトマンズにおいて定期的に行われ、援助国・援助機関の合議の場所となっている。これまで前述のようにプログラム・アプローチにより援助が実施されてきたが、その弊害も見え始め、現在どのような方向で協力しあうのかが協議されている。たとえば、ひとつのプログラムにひとつの援助国・機関が包括的に関わるようにする方法が良いのか、以前のように地域ごとに分担する方法が良いのか、あるいは土壌保全のように、同様の関心を持つ援助国・機関が共同実施をした方法が良いのかなどさまざまな議論が出ている。また、ネパール政府の既存の制度や機構の活性化、ローカルコンサルタントの活用、林業以外の分野の専門家の活用、政府の職員やカウンターパートの出張の日当や宿泊費などに関する基準を設けること、住民に対する融資の導入の仕方などについても継続的討議が必要であるとしている。今後は、援助国が先行するのではなく、ネパール政府の機構改革や人員削減政策の中で政府自身がどのように援助国の協力を活用していけるか、活用していこうとしているのかを明確にしていくことが大きな課題である。ただし、すべてこれらの議論が、カトマンズ在住の外国人とネパールの中央政府官僚によってなされていることが大きな問題となっており、その解決方法の検討が急務であろう。

表I-4. マスタープランのプログラムに関する援助機関の支援

プログラムの内容	援助機関	対象地域
(1) 共同体・私営林業	世銀 USAID CIDA 英国ODA AIDAB スイス(SDA) SDA/GTZ	山岳地帯の36郡(Districts) ヌワコットのラスナの2郡 ラブティ地域の5郡 ベリとカルナリ地域の3郡 コシ地帯の4郡 カブレ地帯のシンドゥ地域の2郡 ラメチャプスとドラカの2郡 バルバの1郡
(2) 国営・借地林業	FINNIDA IDA/FAO /UNDP	カトマンズ、ラリプール、バクタプ ール、カスキ、マクワンプールの5 郡 ラウタハットの1郡
(3) 土壌保全・流域管理	EEC CARE(ノルウェー) USAID SDC/GTZ CIDA ADBプログラムローソ	バグマティ地帯の3郡 カスキの1郡、サンジャの1郡 ラブティ地帯の5郡 バルバの1郡 ベリとカルナリ地帯の3郡 13郡
(4) 訓練	DANIDA FINNIDA	山岳地帯36郡における住民林業訓練 さまざまなプログラムにおける訓練
(5) 普及	JICA	住民林業普及の調査研究

出所：HMG/Ministry of Forest and Environment, August(1992). Nepal Forestry Sector programme Implementation: Opportunities and Constraints, Annex 3
をもとに作成。

I-3. 森林と住民の関わり

ネパールの労働人口の90%以上は、農村地域において農業（林業、牧畜を含む）に従事している。農業生産はGDPの60%を占め、国家経済の主要な部分をなしている。丘陵地帯の農村では、男性が他の地域に出稼ぎに出ていることも多く、男性不在の村では女性や子供が農業、牧畜、森林関連の労働および農村生活を維持していくためのさまざまな活動の担い手になっている。女性が実際の世帯主(female-headed households)である比率は非常に高く(Denholm, 1989)、女性がネパールの農業生産、農村生活を維持していくために果たしている役割は極めて大きいといえる。

農村地域において、住民は、農業生産のみならず生活に必要なさまざまな資源を森林に依存している。人々は家屋や学校などの公共施設の建築をするための用材、日常生活に必要な食事の用意をしたり暖をとるための薪、家畜の餌に必要な飼料木や家畜の下に敷く褥草(bedding)、薬草、山菜、木の実、カゴやマットを作る材料などを森林から採集しており、森林と深く結びついた生活をしている。薪・飼料木の収集、水汲み、料理は主に女性の仕事であり、女性の労働量・労働時間は森林資源の賦存状況と非常に密接な関係を持っている。

燃料源を薪に依存している地域においては、年間一世帯当たりの薪の消費量は2-3トン以上⁽²⁾にもものぼるといわれており、薪は主に女性と子供(女子)が森へ行って採集してくる。

農村地域では、稲作や穀類の生産が主な生業になっているが、その他に牛、水牛、羊、山羊、豚、鶏などを飼っており、飼料には木の葉や林地に生えている草を用いる。牛・水牛は主に使役用、乳用に、羊、山羊は運搬用、毛、乳、肉用などに使われており、生活を維持していく上で重要な位置を占めている。家畜用の飼料になる木の葉や生草などは、多いところでは生重で年間90トンも必要になるが、この採集も主に女性と子供(女子)の役割である。(門田, 1991.1, pp.25-26)

褥草(bedding)は家畜のために用いられるばかりでなく、自給自足的な農業生産を行っている地域においては、家畜の排泄物と混ぜて堆肥として利用しており、農業生産を継続していくための重要なインプットになっている。

I - 4. 森林の減少が住民に及ぼす影響

森林は、農業、牧畜、人間の生活を維持していく上で、基本的な資源を提供している。しかし、近年の森林の減少によって、ネパールにおいては、以下のような影響が住民の生活に及んでいると考えられる。

農業への影響

- ①森林破壊が進み、利用できる薪や飼料木が減少すると、女性はもっと遠くにある森林に行かなければならなくなり、女性の労働時間が長くなる。しかし、社会習慣上、男性が代わりに薪集めに行くということは稀である。その結果、女性が農作業に従事する時間が減少し、女性平均一人当たりの農業生産性は低下する。(Kumar, 1988, p.29)これは家族全体にも影響を及ぼす。
- ②家庭用燃料として、電気やガスはほとんどの村では使用されていないので、薪が減少すると、代わりにトウモロコシや粟の残った茎などを使用するようになる。その結果それらは農業用の肥料には使用できなくなり、代替肥料などを購入することのできないような農村においては、農業の生産性が下がることになる。(Kumar, 1988, p.29)

健康への影響

- ①薪が不足するようになると、より燃料の消費量が少なくすむような雑穀類を料理するようになったり、料理する時間を減らして消化の悪いものを食べたり、あるいはまったく火を使わずに冷たいまま食べるようになる。このような食生活の変化は家族全員の栄養のアンバランスにつながり健康状態に悪影響を及ぼすようになる。
- ②森林が減少し、女性の労働時間が長くなると、労働力不足を補うために、子供を多く産むということもつながり、医療・衛生サービスの不十分な地域では、乳児死亡率や妊産婦死亡率が高くなる、また、人口増加が起きると、必要なエネルギーの量も増加するためさらに森林破壊が進むという結果にもなる。

子供への影響

森林資源が枯渇して薪や飼料木の収集が困難になると、子供（特に女子）を使って薪や飼料木の収集をさせるようになる。子供（特に女子）が薪集めに時間をかけるようになると学校の出席率が下がる。これは水資源にも同様に当てはまり、森林資源の枯渇により水源が遠のいたり、特定の場所に集中したりするため、水くみの時間が増えるということも起きている。この場合も女子の労働負担になる。

家畜への影響

山岳地域では放牧が多いが、丘陵地域では、近くの森林や家の周辺に植えてある木の葉を家畜の主な飼料にしている。3-6月は木の葉とワラ、7-10月には草が主な飼料になる。また、3-10月には比較的多くの穀粒なども家畜に与えている。家の周辺に木を植える面積も限られているため、森林の減少により飼料木は全国的に不足気味である。飼料木の葉は特に冬季に不足することが多い。そのため家畜は栄養不良気味

で、病気にかかりやすくなり、死亡率も高くなる。また、飼料になる木の葉や草が多量に採取される結果、さらに森林が減少し、悪循環を生じている。近年、地域によっては、森林を保護するために家畜を放牧せずに小屋で飼うこと(stall feeding)を勧めるプログラムも実施されているが、これは女性が、飼料になる木の葉や草を収集するために費やす時間をさらに増加させることにつながる可能性がある。

森林産物からの収入の減少

森林資源の減少は、特に低所得者層に属する住民男女に大きな影響を与える。なかでも貧しい女性は土地を所有せず、食料や医薬、生計に必要なカゴやマットの材料などを森林資源に大きく依存している。そのような女性は、また、他に生活の手段がないような場合には、家族の健康及び生活のために、利用が禁止されている森林に侵入せざるをえないこともある。このような女性に罰金を課しても、問題の解決にはならない。(サッカー, 1992, p.442)

I-5. オーストラリア林業協力プロジェクト

(1) プロジェクトの概要

ネパールにおけるオーストラリア政府の林業協力は1966年に開始され、本格的な援助は1978年から、「国家森林計画(1976)」の支援をするという目的のもとに、カトマンズに種子の配給センターが設置され森林関係者に対する植林の技術訓練が開始された。その後、カトマンズの東に位置するカブレ・パランチョク郡(Kavre Palanchok)及びシンド・パルチョク郡(Sindu Palchok)をプロジェクトの対象地域とすることが決定し、村レベルの苗木センターの設置が進められた。1980年代には、対象となった地域において社会林業が実施されるようになったため、それまでの植林中心の援助から、優先分野として社会林業分野の援助に焦点が移されるようになった。

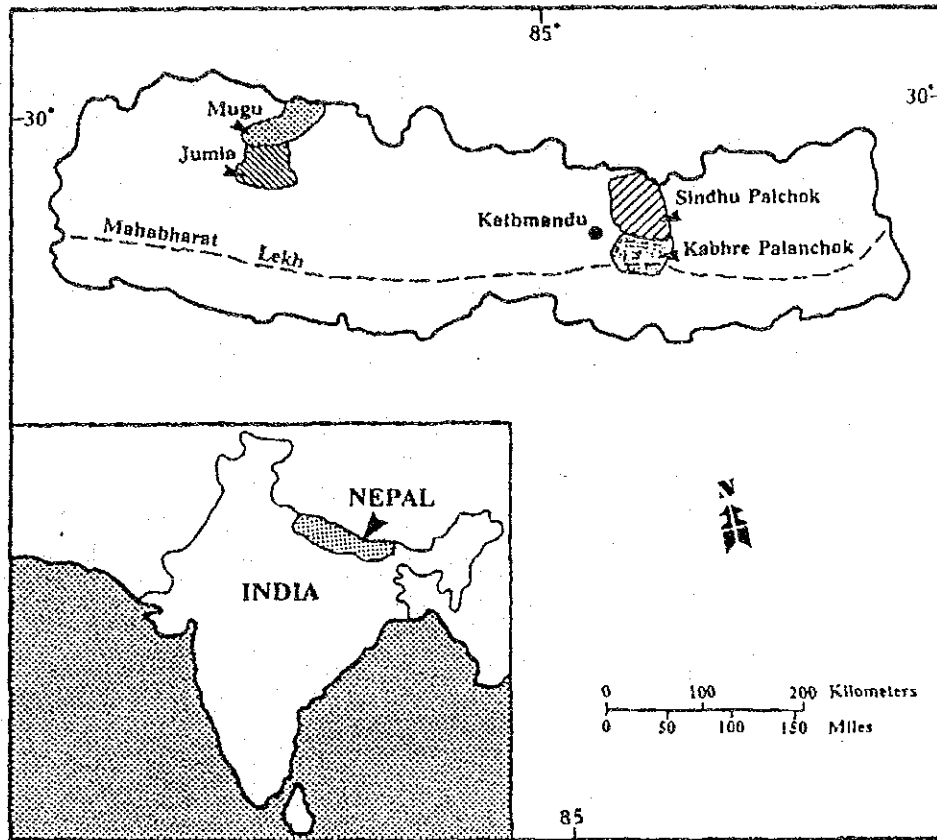
社会林業分野における主な活動内容は、住民が共同で森林を維持・管理する能力を高め森林管理計画(Operational Plan)を作成し、営林署に認可を受けて、政府からの森林委譲を促進するための一連の活動を支援すること等である。そのために必要な専門家派遣、必要な資材・機材供与、訓練・教育、調査研究の実施などが行われた。さらに具体的な支援としては、村のインフラストラクチャーの整備、教育及び訓練、普及活動、森林の回復、植林及び森林管理、デモンストレーション、モニタリング・評価などが行われた。プロジェクト開始から約15年経過したが、現在もプロジェクトは進行中である。これまでのプロジェクトの主な成果としては、16,000haの新たな植林地(プランテーション)が創出されたこと、および80以上の森林管理計画の認可に基づいて住民ユーザー・グループに森林が委譲されたことなどがあげられている。(Chhetri and Nurse, 1992, p.2)

これまでは、住民に森林が委譲されればプロジェクトの目的が一応達成されたと考えられてきたものの、近年、委譲された後に実際にどのように住民ユーザー・グループが森林を維持・管理しているかのかを検証・モニターすることが重要であるという認識が、プロジェクト関係者の間で高まってきた。森林が住民に委譲されても、住民自身が作成した森林管理計画(Operational Plan)が実施できず、実際には森林の破壊が進んだり、住民の間で問題が起きたりすることが多いからである。このような問題に対処するために、どのような森林資源が実際に利用されていて、今後も利用可能であるかに関するデータ収集、及び森林資源の有効なマーケティングの方法、それに付随した組合の組織化の方法、森林資源の持続的活用のための「公平な分配」の促進などについての調査研究が行われている。

(2) プロジェクトの対象地域における森林管理

オーストラリア住民林業プロジェクトの対象となっている2郡は、比較的カトマンズから近く、人口増加率の高い地域で、農耕地の拡大などにより森林破壊の程度が高いとされている地域である。今回の調査で訪問したカブレ・パランチョク郡のパンディ・ガウン(Panday Gaun)及びラヤ・ガウン(Raya Gaun)は、カトマンズから東方約20kmに位置する(図I-3.)。

図 I - 3. オーストラリア林業プロジェクト地域図



これらの村の近くには、トゥクチャコ・サノ・バンと呼ばれる、約122haの共有森があり、カブレ・パランチョーク郡では最も早い時期に共有森が、政府から住民に委譲された地域である。共有森はアマドル (Amaldol)、パンディ・ガウン (Panday Gaun)、タバ・ガウン (Thapa Gaun) と呼ばれる3つの森林ユーザー・グループにより、3つの区域に分けられ維持・管理されている。アマドルは、3つの村 (settlement)、計96世帯から成っており、森林委員会には21人の世帯代表者が選ばれている。訪問したパンディ・ガウンは、ひとつの村、35世帯から構成され、すべての世帯が森林管理に参加している。タバ・ガウンは、最も大きく5つの村、127世帯から構成されている。森林委員会には13人の委員が選出されており、内2名は女性である。しかし、今回の調査ではこれらの女性が実際にどの程度の発言権を持っているかについては明らかにされなかった。

トゥクチャコ・サノ・バン全体の森林ユーザー・グループの一覧は、表I-5.の通りである。

表I-5. トゥクチャコ・サノ・バンの森林ユーザー・グループ一覧

ユーザーグループ	村数	世帯数 (戸)	森林の面積 (ha)	一世帯当たりの森林面積 (ha)	森林が委譲された年 (年)	委員会の委員数 (人)	委員会に参加している民族
アマドル	3	96	37	2.6	1989	21	チェトリ、サルキ
パンディ・ガウン	1	35	22	1.6	1988	35	バウン、チェトリ、カミ
タバ・ガウン	5	127	63	2.0	1990	13	チェトリ、サルキ
(合計)	9	258	122	2.1	--	69	--

出典：Chhetri, R.B. and M.C.Nurse (1992): Equity in User Group Forestry: Implementation of Community Forestry in Central Nepal, pp.4 and 18.

①バンディ・ガウンにおける森林維持・管理

今回訪問したバンディ・ガウンには以前29世帯住んでいたが、現在は35世帯に増えている。ほとんどの世帯はタマン族で、バウン(Bahun)とチェットリ(Chhetri)であるが、5世帯は低カースト(カミ、ダマイ、サルキ)である。バンディ・ガウンの近くには22haの共有森があり(トゥクチャコ・サノ・パンの一部)、1988年には政府から住民に委譲された。この地域では土壌流出や地滑りが激しく、森林からの薪や飼料木の量が減少してきたために、住民はすでに今世紀の初めから森林管理に積極的であり、今日まで管理が非常に良く行われて来たという報告がある。

住民の共有森に対する依存度は高く、家畜用の褥草(leaf letter)は100%、飼料用の草(grass fodder)は25%、薪は85%、用材は60%を共有森から採取している。残りは私有森からの採取である。住民は、エネルギー源としてまず農業資源を活用し、森林のみに依存しているわけではない。燃料には森林から採取していく薪の他に、穀物の残りが利用されている。冬季には飼料としてワラ、ヒエ、トウモロコシなどを利用したり、トウモロコシの茎や穂軸を燃料にするなどして、農業資源を森林資源とうまく組合わせて使用している。

この地域では、松の葉が飼料や褥草として好まれており、3月中旬から8月中旬にかけて雨季に共有森から採取され、冬季に備えて貯蔵される。他の木の葉は8月中旬から翌年の3月まで採取される。家畜の褥草にしたものは家畜の排泄物と混ぜて堆肥として農業用に使われている。採取したり、堆肥を作ったりするのは主に女性の仕事である。現在、住民の数に対して森林面積が相対的に大きいので、薪の不足などは報告されていないが、共有森の依存度は他の2つのユーザー・グループに比べて高い。

森林ユーザー・グループは森林監視人を雇っていることが多いが、バンディ・ガウンでは住民全員が森林を監視している。また、カーストなどによる森林の利用制限は設けていない。褥草および落ちて小枝などは毎週土曜日に採取できるが、伐採は禁止されている。薪は家族の人数により、採取しても良い回数を決められており、1束当たり5ルピーを村の委員会に支払うことになっている。訪問した家では、最近2日間森へ行って薪を集めてきたが、合計20ルピー支払ったとのことであった。山菜類や木の実などは、会合で決められた日に採取できる。集められた資金は、森林管理委員会がユーザー・グループ基金(User Group Fund)として管理しており、簡易水道、バクタプールからの送電線の敷設、学校の修理、車が通れる道の建設などに使用している。これらの活動には、オーストラリア政府からの資金援助が行われた。

バンディ・ガウンでは、森林資源の節約のために改良かまどが配布されている。煙が壁の穴を伝わって家の外に出て行くので、健康面への影響が少なくなったが、どのくらい薪が節約されたかははっきり分からないということである。また、改良かまどは少人数用で大家族の家庭では足りない場合もあり、古いかまどを併用している。

②タバ・ガウンにおける森林維持・管理

バンディ・ガウンの南に位置するタバ・ガウンは、合計63haの共有森を維持管理している。バンディ・ガウンに比べると共有森に対する依存度は多少低いが、褥草の100%、飼料用の草の25%、燃料用の薪の40%、用材の60%を共有森から採取している。タバ・ガウンでは、薪の余剰分は近くのナラ・バザーで売ってユーザー・グループ基金に積み立てている。基金は、これまで、配電線の敷設や学校の机やいすを購入するために使用されてきた。大きな用材は、家を新築したり改造したりするときのみ伐採される。小さい用材は主に農耕具を作るために用いる。ここでも、毎週土曜日には共有森に入って、褥草や落ちている小枝などを採集することができる。薪に関しては、一束5ルピーを徴収している。また、森林監視人は雇わずに、村人全員で森林を守っている。

タバ・ガウンは、バウンとチェットリの世帯が99戸、ネワールの世帯が18戸、その他の低カーストが10世帯で構成されている。森林管理委員会の委員は13名で、主にネワールとチェットリで構成されている。タバ・ガウンには非常に強いリーダーがおり、森林資源の配分に関しては、かなり公平であるが、住民は多額の資金の管理には慣れていないのでその使用方法に関して問題が生じている。また、利用者の世帯数が127戸と非常に多く、委員会で合意を得るのは難しいので適当な大きさのユーザー・グループに分かれるべきだとする意見もでている。

女性の森林委員会のメンバーをインタビューするために訪問したラヤ・ガウンは、タバ・ガウンに属しており、21世帯から構成されている。ラヤ・ガウンは、行政的には前述のバンディ・ガウンに所属するが、森林管理に関しては、伝統的にタバ・ガウンのほうに所属している。ラヤ・ガウンでインタビューした女性は低いカーストの出身であるが、はっきり意見を言える人であるということで、低いカーストを代表するために選出され、4年間、森林管理委員会の委員をしている。次回の森林管理委員会で討議したいことは、ラヤ・ガウンをタバ・ガウンから独立させて、独自に森林の維持管理をするということであった。タバ・ガウンには、合計127戸の森林ユーザーがおり、意見の調整が大変であるというのが理由である。しかし、具体的にどのような事柄に関して住民の間で意見の違いがあるのかという点については聞くことができなかった。この女性はタバ・ガウンが1990年に森林管理計画を作成したときに、委員の一人として意見を述べたが、意見は取り上げてもらえなかったということである。その理由は明確ではない。また、タバ・ガウンでは、これまでに女性を対象としたような活動は、彼女が提唱してきたにもかかわらず実施されてこなかったし、女性に関する活動の評価調査が行われたこともなかったということであった。

③ 兩地域における森林維持・管理に関して改善すべき点

これらの地域に関しては、1992年に森林管理計画及び委員会についての調査が行われているが、以下のようないくつかの提案が出されている。

- 1) 森林局は、共有森の維持・管理をもっと住民のユーザー・グループに任せ、用材などの伐採に関しても、規制を緩和すべきである。森林局の森林官は、森林部門マスタープランにもあるように、監視人ではなくアドバイザー及び普及員の役割を担うべきである。
- 2) 森林資源からの集められた資金を、定期的に銀行に振り込み、住民に分かるような公平な資金の使い方をすべきである。
- 3) ユーザー・グループは、低いカーストの住民や女性に対して、もっと情報を伝達すべきである。
- 4) 飼料の需要が高いので飼料として利用できる樹種の植林を、共有森及び私有森において進めるべきである。その際に、特に低所得者を対象に行うべきである。
- 5) ユーザー・グループを設定する場合、単純に行政区分によって分けるのではなく、既存の組織や地域区分を利用したほうが森林管理が効果的に行われる。

上記の調査結果から分かることは、これらの地域においては上記の事柄がまた実行されていないということであり、プロジェクトの焦点を住民男女の参加・参画、資源及び資源から得られる便益の公平な配分へと移行していく必要があるということである。このオーストラリアによる社会林業プロジェクトは、これまで15年という長い年月にわたり実施され、数多くの報告書やプロジェクト・マネージャーによって出版された書物が存在する。また、このプロジェクトで雇用されていたネパール人のフォレスターが、その経験を活かして、他の森林保全プロジェクトで活躍している。この経験が示唆するところを検討していくことは、今後新たな援助方針を考察する際に非常に有用であると思われる。

(3) プロジェクトにおけるジェンダーの視点

1985年頃になって初めて、住民女性がプロジェクトの活動に参加・参画することが重要であると認識されるようになり、プロジェクト計画に「女性が住民林業に直接参加することは、プロジェクトの対象となる地域において、女性の社会的及び経済的地位を向上するために重要である」と明記されるようになった。これを受けて1986年、女性コーディネーターがプロジェクトに採用された。現在女性コーディネーターは2名おり、さまざまな普及活動をしている。また、植林関係の訓練セミナーで女性の役割や社会的貢献に関する講義が行われたり、女性に対して林業関係の奨学金が出された。村レベルでは女性に対して改良かまど(chulo)が配布されたり、1978年以降、プロジェクトにより合計25名の女性が森林監視人や苗木センターに雇用された。⁽²⁰⁾

本プロジェクトにおけるジェンダーの視点に基づいた主な活動は、以下の通りである。

①女性を対象とした普及活動

女性を対象とした普及活動としては、かまどの改善活動がある。改良かまどの普及の方法として、以前はカトマンズからかまどを作る材料を村まで運搬し、男性の職人が村の各家庭に設置していた。村人は、開発のシンボルとして改良かまどを受け入れはしたが、家に飾ってあるだけという場合が多かった。また、改良かまどを田畑に持って行くこともあり、その途中で70%は壊れてしまったが、修理はまったくされず、家畜の排泄物をためておくのに使われてしまったという報告もあった。このような反省に基づいて、現在では、村で調達できる泥と石を材料にしたかまどの普及を進めている。家族の構成人数に合わせて、1つ穴、2つ穴、3つ穴かまどが簡単に作れるようなモデルを開発した。かまどの普及には、村人を対象にしたかまど作りの訓練を2週間行っている。かまどの訓練には、女性が参加できるので、訓練の機会をとらえて女性に森林資源のことについての講義もしている。参加した女性は、森林局の役人とも話す機会ができ、さまざまな情報を入手することができるようになった。

②女性を対象とした訓練

1988年12月には、プロジェクトの担当者、森林局の役人、村において普及活動に参加できる可能性のある女性を対象にして、約1週間の訓練コースが開催された。⁽²¹⁾この訓練コースの主な目的は、①森林と女性の関係を明確にする、②森林の維持・管理に女性の参加を促進することに対する問題・障害の検討、③そのような活動に女性が積極的に参加できるようになるための方法の検討であった。この訓練コースを通じて明らかにされたいくつかの点は以下の通りである。

- 1) プロジェクトは、女性の統合(integration)という考え方に力点を置きすぎたあまり女性が置かれている社会的状況に十分配慮しなかった。その結果多くの活動は失敗した。例えば、森林管理委員会に女性を「参加させよう」としすぎて、参加しても発言できないという社会的慣習に注目しなかった。女性が委員会に出席して、発言できるようになるためには、それ以前にリーダーシップ訓練などを通じて、女性が自信を持って発言できるようにする、女性の参加に対して当該社会の合意を得るような努力を森林局の普及員が一緒に行う、そのような支援を通じて女性と森林関係者、NGOなどとのネットワークを作る、などの措置が必要である。現在のネパールの状況を考慮すると、女性を既存の組織に統合するのではなく、男性と別に組織化して行くことのほうが効果的な場合が多い、としている。
- 2) 女性が積極的に住民林業に参加するためには、女性の労働提供のみを当てにするのではなく、女性にも分かるようなはっきりした女性への便益を示す必要がある。また援助機関の関心で特定の活動を女性に押しつけるのではなく、女性自らが必要とする活動(所得向上、識字教育など)から始めるべきである、としている。

③女性の参加を促進するための調査の実施

近年行われたプロジェクトの評価調査の結果によれば、プロジェクト全体から見ると女性の参加は非常に限られたものであり、女性の参加を促進するための効果的なプログラムはこれまで実施されてなかった、としている。前述のように、森林資源の持続的活用のために「公平な分配」を進めてこうとするならば、社会の底辺にいる住民及び不利な立場にいる女性などへの配慮が当然必要になる。

従って、プロジェクトでは1993年1月から、現地のコンサルタント2名を雇用し、それぞれ約5か月間の調査を行う予定である。一名は、所得向上、都市部の森林の委譲、ユーザー・グループによる森林資源活用の可能性、15年以上たっているプランテーションにおける植林、これらの活動における女性の参加の方法などについて調査する予定である。もう一名は、プロジェクトの対象となっている2郡において、どのように村の女性が協力者（パートナー）として住民林業および所得向上プロジェクトへ積極的に参加することができるのか、および地域のNGOによる資源管理をどのように進めれば良いのか、などについての調査を実施する予定である。

I-6. アンナプルナ保全地域プロジェクト

(Annapuruna Conservation Area Project: ACAP)

(1) プロジェクトの概要

アンナプルナ保全地域プロジェクト（以下ACAPと略す）は、自然保護のNGOであるKing Mahendra Trust for Nature Conservation（KMTNC）により1986年に開始された。その主な目的は、①アンナプルナ保全地域の自然資源の保全、②持続的な社会経済開発を住民にもたらし、③環境破壊が最も少ない形態の観光開発を進めることである。基本的方針としては、住民参加を進める、プロジェクトの自立性を保つ、住民との相互負担（トレード・オフ）を実施する、他の機関との連携（マッチ・メーカー）を促進する、の四つをあげている。

これらの目的は、住民の参加なくしては自然資源の保護を行い得ないという認識に立っている。さらに、プロジェクト終了後も、住民自らがそれらの活動を維持できる“プロジェクトの自立性”を目指し、それを実現するために、住民を単なる援助の受け手としてではなく、より主体的な存在として認め、ACAPからの援助を受ける際にも、ACAPとトレードオフといった対等な関係を結ぶ必要があるとしている。例えば、歩道や学校の建設といったことに対する支援は、トイレの設置、植林プログラムを行うといった交換条件を満たすことによって行われる。また、他機関との連携は、ACAPの財政的技術的限界を補い、かつ、ネパール国内で都会に偏っている資源を地方へ分散させるために、都市部のNGOと地域の人々を結びつけるという活動指針によっている。

アンナプルナ地域には、現在約14,000人が住み、ほとんどのエネルギー源は森林に依存している。生計は、農業が主となっているが、生活水準は必ずしも高いとは言えない。この地域の特徴は、毎年海外から多くのトレッカーが来ることであり、過去15年間にトレッカーの数は1万5千人から4万人へと急増している。このような現状から、自然資源の保全と開発を同時に行う総合的なアプローチの必要性が求められている。

ACAPのプロジェクトは、1986年から1989年までの試験段階を経て、現在第1フェーズ（1990～1994年）が進行中である。試験段階は、World Wildlife Fund(WWF)とKMUKTの支援を受けて、ポカラの西北にあるガンドルークで開始された。ガンドルークには、ACAPのプロジェクト本部が置かれている。さらに第1フェーズでは、オランダ開発協会（NDO）からの支援も受け、対象地域もシクリス、マナン、ジュムソン、ブンジュンを含めた5ヶ所に拡大された。それぞれの地域にいるスタッフの数は、1993年1月時点で、ポカラに10名、ガンドルークに46名（内3名は女性）、ルアンに21名（2名は女性）シクリスに25名（2名は女性）そしてムスタンに6名（1名は女性）となっている。ACAPでは、WWF、KMUKT、NDOからの支援の他に、ハイドロダムなど特種なプロジェクトが実施される場合には、他の援助機関からも資金を得ている。1989年以降、アンナプルナ保全地区へのトレッカー入場料も活動資金となっている。

ACAPの主な活動分野としては、持続的森林管理、代替エネルギー、自然保護教育・普及、地域開発、公衆衛生、調査・訓練、観光業育成活動、地域管理委員会の形成などがある。

(2) プロジェクトの実施体制

社会林業活動では、村の保全開発委員会 (Conservation & Development Committee: CDC) と森林管理委員会 (Forest Management Committee= FMC) が大きな役割を持っている。保全開発委員会は、従来村レベルで設置され、15名の委員から構成されていた。これに対し1987年以降、ACAPの主導のもとに森林管理委員会が設置された。委員は住民の中から、住民によって選出され任命される。ACAPは、王室の保護のもとにプロジェクト対象地域の森林に関する権利を与えられていたが、この権力と責任を森林管理委員会を通じて地域の人々に分与しようとしている。森林管理委員会は、森林の使用、経営、管理などに関する義務と権利を持つと同時に、森林内にいる野性動物の保護も行い、違法に狩猟した者に対しては罰則を課すことができる。現在委員会は、プロジェクト対象地域のすべての村に設立されて、住民参加型の社会林業が進められている。社会林業の普及活動においては、女性を特別なターゲットとはしていないが、実際には女性が有力なワーキンググループとなっている。

今回、訪問したガンドルークでは、1990年に、2,500-2,700本の苗木の植林が行われていた。整地は通常男性の作業で、苗木は女性によって植えられる。下草刈りは、通常女性グループによって行われる。女性グループは、その下草を村内で販売しており、1992年には1,500Rの収益を得た。また、女性が燃料木として活用する樹木は、主に共有林地にある樹木を枝打ちしたもので、女性のニーズと森林保全の双方のニーズが合致する形でプロジェクトが実施されている。

樹木の伐採については、森林管理委員会が様々な規約を設けている。たとえば、家の再建や修理のために樹木を伐採することは許可されており、一本の樹木の伐採料金は150ルピーとなっている。以前は、決められた区画内であれば何本でも伐り出せたが、森林が減少してきたために、最近では伐採できる本数を2本としている。ガンドルークにある家屋のほとんどは、壁には石材を用い、屋根は草ぶきであるため、用材は主に戸や窓枠などに使われるだけである。家を一軒建設するのに必要な用材には、2~3本の木があれば十分である。しかし、大きなロッジを建てる際に規則を破る者も出てきており、問題となっている。

社会林業プロジェクトの普及方法としては、ACAPスタッフによる戸別訪問、村人の視察旅行、集中移動普及活動がある。集中移動普及活動は、様々な専門分野のスタッフが、5~6人で、10日間かけて一つの村を訪問し、村人との話し合いを通じて問題を討議・分析した後に、同じ村を2~3カ月後に再訪し、活動の進捗状況を評価するという方法である。

具体的には、以下の段階を追いながら普及／啓蒙活動を行っている。

- ①問題提起： 踊り、歌、映画などを通じ問題を提起する。
- ②問題検討： 話し合いを通じて村人と一緒に問題を検討する。
- ③問題認識： 議論を通じて、何が問題になっているかを共に認識していく。
- ④問題解決： 村人だけで会合を開き、問題解決の方法などについて検討する。
- ⑤具体的活動： 支援が必要な場合は、村人がACAPの事務所に検討案を持っていく。
必要に応じて、最高50% までの援助をACAPが提供する。
ACAPスタッフが、申請されたプロジェクト案件の調査を行い、村の代表との話し合いを通じ、プロジェクトを具体化させる。

普及活動には、地域によりビデオが活用されている。現在普及活動で活用されている映画は2種類で、社会林業に関するものと、幼児結婚に関して問題を定義しているものである。社会林業のビデオは、社会林業の啓蒙を目的として製作されている。映画は、人々の仕事が終わる午後8時から10時の間に上映される。そして、翌朝、人々が再び集まり、映画の内容について討議する。ACAPは、これらの討議を通じて森林に関する問題意識を喚起しようと試みている。

(3) プロジェクトにおけるW I D活動

ガンドルークにおけるW I Dプログラムは、1987年に開始され、自然保護教育チームにW I Dオフィサーが設置された。以来、W I Dオフィサーは、プロジェクトへの女性の参加を促進するために、プロポーザル・レポートの作成やプロジェクトの調整業務を行っている。各W I Dオフィサーには、それぞれ2～3名のW I Dアシスタントがつき、業務を手伝っている。これらのW I Dアシスタントは、地域で比較的地位の高い女性であり、A C A Pから金銭的報酬を受けている。

A C A PにおけるW I Dの基本的指針としては、女性の視点をプロジェクトのすべての段階に統合することを目指しており、女性のみを対象としたプロジェクトの実施は、補足的なものであるとしている。したがって、A C A Pの通常の地域開発、農業、林業、代替エネルギー、成人教育、識字教育などのすべての活動において女性の参加・参画が見られる。

A C A Pでは、女性のプロジェクトへの参加・参画を促進するために、既存の母親グループを活用した組織化を進めている。母親グループは、村に一つずつあり、未婚および既婚の女性で形成されている。以前は、観光客に対して踊りを披露して資金を集めたりしていたが、1992年以降、リーダーを選出し、会員名簿をA C A Pに提出し登録するようになった。更に、母親グループの会員から、各人の経済的状況に応じて月2～5ルピーの会費を集め、活動資金として積み立てるようにしている。

女性の組織化において、ACAPでは、既存のグループを活用したものの、それらのグループの社会性の確立においては、さまざまな問題があった。1989年にガンドルークで行った調査により、ACAPでは、母親グループの再形成あるいは形成に際して、男女双方の参加が必要であるとした。しかし、2つの村では、男性の参加はなかった。これらの村では、男性たちから、女性たちが夜会合へ参加することについて、「妻や娘が遅く帰ってくる。」、「妻が子供の面倒をみない。」、「妻がウッタロ（だらしのない女性）になってしまった。」等の不満が、ACAPに寄せられた。その後、各家庭内で話し合いが持たれたが、男性の了解を得るのに、短くて7～8カ月、長くて3年間かかった。一方、最初から男性の参加のあった3村では、母親グループを基盤としたグループの形成が、短期間でなされた。ACAPでは、このように、女性グループの社会性確立のために、女性グループの活動設立や方針の決定に際して、男女が話し合いや意志決定過程に関わり、双方からの了解を得るようにしている。

なお、以下にACAPが行っているWIDプログラムの主なものを紹介する。

①技能訓練

ガンドルークで行われている女性を対象とした技能訓練では、主に自家用あるいは販売を目的としたジャム、トマトソースといった保存食の作り方、産婆のための訓練や絨毯織り、手工芸などのプロジェクトも行っている。またILOの支援で女性を対象としたマーケティングや経理、ロッジ経営の訓練および融資プロジェクトなども実施した。

②トイレプロジェクト

ガンドルークでは、母親グループの活動の結果すべての家にトイレが設置され、住民はわざわざ森に行つて用を足す必要がなくなった。トイレの設置に関しては、母親グループが各家を巡回し設置を促した。さらに、村の会合でトイレを設置していない家の名前を読み上げるなどして、かなり強制的に設置を促進した。導入されたトイレは、穴を掘るだけの簡単なもので、経費もかからず自分達で作ることができる。

③歩道整備

ガンドルークは、山間にある村で道が曲がりくねっており、登り下りが激しい。道を利用するのは人とラバのみで、土道で雨が降ると滑りやすく、特に薪や水などの重い荷物を運んで移動する女性にとっては危険であった。このような状況を憂慮して、母親グループが歩道整備プロジェクトを申請した。ACAPでは、村内におけるトイレの設置を交換条件に、歩道整備プロジェクトの資金的援助を行った。従来の泥道を石畳の道に舗装したことによって、女性達は自分達の安全を確保しただけでなく、村内においてグループの評価を高めることができた。

④識字教育

識字教育には、全く字の読めない人を対象とする基礎コースと、その上の上級コースがある。基礎コースは、年に6カ月間のみ、土曜日以外の毎日19時～21時に開催される。参加者は、ACAP全体で、女性が75%、男性が25%と報告されているが、ガンドルークで

は既婚女性4名、未婚女性4名、男の子が1人に対し、教師（ファシリテーター）1名（女性）であった。ガンドルークでは、外地に働きに出ている夫に対して手紙を書きたい、新聞やポスターに書いてある情報を知りたいなどが参加する理由となっている。また、学習者の意欲を高めるために、日常生活に根差した問題などを教材としている。教材には森林減少、公害、土壌保全など、地域に密接した問題を盛り込まれたものを使用し、識字教育とともに環境や資源に対する啓蒙活動も行っている。特に上級コースでは、生徒をグループごとに分けし、討議を行い、自分の意見を表明する訓練も行っている。

（4） プロジェクトの今後の課題

ガンドルークでは、電気の導入に伴い人々が夜遅くまで起きるようになり、その結果、燃料木の消費が増加し、森林減少が進むという弊害も起きている。また部落（ワード）によって観光客が多く現金収入が多い所と少ない所があり、現金収入の少ないワードでは植林に対する興味が低く、逆に生計向上プロジェクトに対して強い関心が寄せられている。

植林に関する問題としては、まず第一に、森林伐採管理の難しさが指摘された。今後、住民との話し合いを通じて、森林伐採・管理に関する合議が必要である。

さらに、苗畑の建設機材をボカラから調達している問題も指摘された。ボカラからガンドルークまでは、山道を5時間かけて登らなければならない、このような点から考慮しても地域の資源を最大限に活かした形での苗畑の建設方法が模索される必要があるだろう。

また、A C A Pは環境保全を最終目標としてかかげており、いわゆる住民の福祉を目標とした社会林業とは、プロジェクトが目指す目標が微妙に異なっている。このため、プロジェクトスタッフの間で時折問題が生じることが指摘された。今後は、環境保全と社会林業の並立を目指すよう、方向を修正していく必要がある。

また、森林管理委員会の委員の男女比に関しては、今回明確にされなかったが、文化的な弊害を越えて、男女の発言権が公平に確保されるような措置を意図的に住民男女が自ら考察していくことが、森林資源の持続的な維持管理にも重要な要素となるのではないかと考える。

I-7. フェワ湖流域管理プロジェクト

(Integrated Watershed Management Project in Phewa Tal : IWMP)

(1) プロジェクトの概要

フェワ湖周辺における観光開発、養殖、水力発電、灌漑などのニーズが高まってきたことに対応して、1974年、ネパール政府はフェワ湖流域管理プロジェクト（以下IWMPと略す）を開始した。本プロジェクトは、1981年からUNDPとFAOの支援を受け、1987年以降はフィンランド国際開発援助公社（FINNIDA）の支援を受けている。プロジェクト対象地域は、アンナプルナの南側にあるフェワ湖とクレカニの2流域となっており、面積約116km²、人口30万人となっている。

プロジェクトの主な目的は、①土壌流出による河川流域の破壊を阻止し持続可能な土地利用を促進する、②自然資源の有効利用を通じて地域住民の生活向上を図る、③住民を啓蒙し流域保全活動への住民参加を促進する、④湖の沈殿率を引き下げる、などである。主な活動には、①土壌・流域保全、②植林および森林保護、③水文学に関する調査機関の設立と運営、④総合地域開発の4つがある。土壌・流域保全には、土壌管理、「ガリ」コントロール、段々畑の斜面の改良、堤防建設、土砂崩れの防止、運河の改良などが含まれる。植林および森林保護には、果樹の苗木配布、森林保護及び既存の森林の質的向上、飼料木の植林および飼草の栽培、苗畑の設置および運営、水牛や牛の放牧による森林破壊を阻止するための舎飼の促進などがある。また、総合地域開発には、池の建設、歩道整備、小規模給水、開発プログラムの策定・実施などがある。

1991年～1992年のプロジェクト予算は、880,000 ルピーであり、その内訳は、FINNIDAが555,000 ルピー、ネパール政府が325,000 ルピーとなっている。FINNIDAの予算は、主に参加型プログラムに使われるのに対して、ネパール政府の予算は、デモンストレーション・ファームの設置や維持に使われている。

(2) 森林関連プロジェクト

プロジェクトの対象地域では、1988～1989年、地域コミュニティの参加により6つの「パンチャット保全委員会」が設立され、土壌保全についての会合が20回開催された。この委員会は、後に村開発委員会（Village Development Committee: VDC）と改名され、現在では7つの村落開発委員会がある。その内6つのVDCに1名ずつ、地域担当官（Site in Charge=SIC）が配置されている。地域担当官は、ネパール政府によって雇用された林業や農業の専門家であり、さまざまなプロジェクト活動の実施を行っている。

また、フェワ湖地域では女性のレンジャーが1名おり、苗畑の設立などの業務の他に、WIDプログラムの実施をしている。住民は、近年「森林利用者グループ（Forest Users Group）」を組織し、国有林の管理権を地域住民に委譲してもらうための森林管理計画を政

府に提出するようになってきたが、プロジェクトはそのような活動も支援している。

フェワ湖流域のプロジェクトでは、対象地域の特徴や土壌保全・流域管理に対する必要性の度合いにより、地域ごとに様々な活動を組み合わせて実施している。普及活動の主なものは以下の通りである。

- ①積極的な参加意欲のある農民を選出し、保全活動と農地生産性の向上、および植林を組み合わせたOn-Farm-Conservationの「デモンストレーション・ファーム」を私有地に作る。1988年までに、これらの農民に対して、2回の視察旅行および技術訓練が実施され、合計約60名が参加した。1991年までには、20のデモンストレーション・ファームが設置され、啓蒙活動としてファームを公開している。また、地域で指導的な立場にいる農民に対しては、1988年までに61回の訓練が行われ、合計54回の保全活動に関する視察旅行が実施された。
- ②プロジェクトでは、低所得者による環境破壊を重視して、低所得者の生活向上のために果樹の植林、養蜂、きのご栽培、養鶏、竹細工などのプログラムを実施している。必要な苗木や材料はプロジェクトから提供される。
- ③教師を含め学生に対して、森林保全に関する教育プログラムの開発を促進している。現在7つの小中学校がプログラムに参加しており、2校に苗畑が設置されている。また、年間350人の生徒が参加するエッセイ・詩コンテスト、70人が参加する絵のコンテスト、保全教室に参加している全生徒に対してクイズコンテストが行われている。コンテストの賞品としては、本、辞書、便箋が与えられる。

(3) プロジェクトにおけるWID活動

IWMPにおけるWIDプロジェクトは、1990年に行われたFINNIDAの中間評価をもとに開始された。WIDの基本方針は、女性を特定の対象とするのではなく、すべてのプロジェクトに女性の視点をいれたプロジェクトを実施することであるとしている。例えば、農業生産性の向上と自然資源の保護を目的とした地域総合開発プロジェクトの中で、家庭菜園や飼料木の植林、堆肥作り、歩道の改善、改良ストーブの導入などを同時に行い、女性の参画・参画を促進していこうとするものである。

全体の普及活動としては、女性の祭り(テージ)の日に、環境保護を題材にした女性グループの歌のコンテストを行っている。さらに、日々の生活における森林とネパールの女性の関わりを題材にした実録のドキュメンタリー "Daughters of the Forest(森の娘たち)" というビデオの他、テージの日のコンテストを収録したビデオやテープを作成している。"Daughters of the Forest"は、英語で作成されており、主に対外的にネパールの女性と森林の関わりをアピールするために使用されている。

女性のプロジェクトへの参加を促進するために、女性モチベーター(Women Motivator)が雇用されている。女性モチベーターは、各部落(ワード)に2名づつおり、現在、

合計18名の女性モチベーターがいる。女性モチベーターの役割は、主に女性への啓蒙活動で、FINNIDA が開催するキャンペーンなどのを支援している。この他に、女性モチベーターは、地域で普及の拠点となる女性たち（Target Women）を選び、そこを中心に情報などの提供をしている。これらの女性は、各ワードごとに2名、合計98名おり、少なくとも一人の女性モチベーターが5名のターゲットとなる女性を担当している。プロジェクトでは、低いカーストや低所得者グループの女性からターゲットとなる女性を選出するように提言している。しかし、通常ターゲットとなる女性には、教養や知識があるリーダーシップを備えた女性が、女性モチベーターによって選ばれている。そのため、プロジェクトの意向は反映されにくい。ターゲットとなる女性の役割は、女性モチベーターから受けた情報や視察旅行（年1回）などで得た知識を近くに住んでいる女性達に伝達することや、女性モチベーターに毎月の活動を報告することなどである。ターゲットとなる女性が訓練を受けるには、自然資源の保全方法、森林管理、健康管理、家族計画、改良ストーブの設置などが含まれる。ターゲットとなる女性は報酬を受けないが、各ワードでプログラムを実施するための予算や資材を提供される。

女性モチベーターへのインタビューによれば、ターゲットの女性が得た知識を地域の女性達が活用することは難しく、実際には訓練や知識の約20%程度しか役立てられていない。その理由としては、地域の女性達が日々の生活に追われていて時間がないにもかかわらず、日々の労働量を軽減するための方策が何もとられていないことがあげられている。

(4) プロジェクトの今後の課題

プロジェクトの問題としては様々な点があげられる。第1に、プロジェクトの実施に際し、外部の資源や人材に大きく依存していたため、計画・管理段階への地域住民の参加率が低いことがあげられる。第2に、既存の植林活動に基づいて形成された“森林管理グループ”が、政府に提出した管理計画の多くが受諾されておらず、そのため、既存の活動に支障が起きていることがある。第3に、苗畑センターの技術や知識について大きな地域差があること、苗畑の樹木や草の育成方法について農民が十分な知識を持ち合わせていないことがあげられる。そして最後に、裕福階層の住民により苗畑センター管理されていることが多いために、便益が偏っていること等が挙げられる。

今後、植林地の管理を実施していくためには、住民の協力による放牧の禁止なども必要であり、住民による規則作りも同時に行う必要がある。また、池の設置や飼料の入手を可能にするために植林の際に樹間を大きくとり、飼料となる芝や草木の育成を促進するなどの条件整備も必要である。デモンストレーション・ファームを数多く設置し、訓練を提供することにより、飼料となる芝や草木の導入を促進していくことも可能であろう。

それらの作業を担うのは、実際には主に女性であるということを念頭に置き、常に女性の生活時間や労働過重に配慮し、女性が開発の受益者としてだけでなく積極的な企画・管理者となれるような計画策定と実施の方法が模索される必要がある。また、低所得層の女性の参加をどのように促進し、貧富の格差を減少して行くかという点も今後の課題であろう。

I-8. ベグナス湖・ルバ湖プロジェクト

(Begunas Tal Rupa Tal : BTRT)

(1) プロジェクトの概要

ベグナス湖・ルバ湖プロジェクトは、1984年、ネパール土壤水質保全省が国際NGOであるケア・インターナショナル(CARE International)の支援のもとに開始したものである。第1フェーズ(1984年~1989年)が終了し、現在第2フェーズ(1989年~1994年)が進行中である。プロジェクトの主な目的は、①住民との協力により土壌侵食を阻止する、②歩道整備、灌漑、飲料水などの提供、土砂崩れ防止や「ガリ」コントロールを行う、③家庭菜園を含めた農業プロジェクトや、社会林業、自然林保全を含めた林業プロジェクトを実施する、などである。

プロジェクト対象地域は、ポカラから西に位置するベグナス湖、ルバ湖周辺である。第1フェーズでは、4つのパンチャヤット(人口約2万人)を対象に、第2フェーズでは、7つの村落開発委員会(VDC)で、人口約3万人の地域を対象としている。予算は第1フェーズのUS\$953,200から、第2フェーズではUS\$2,091,214に増加した。

BTRTプロジェクトは、大きくアグロフォレストリー部門、技術部門、普及部門の3つに分かれており、社会林業は、アグロフォレストリー部門に含まれている。社会林業プログラムの主な活動は、以下の通りである。

①共同植林：

共有林地では1992年12月までに33,297haへの植林が終了し、生存率は約70%である。当初は、樹木の選択について住民のニーズや樹木の適性が考慮されておらず、簡単に入手できる苗木が植林されていたため生存率が低かったが、近年住民のニーズや樹木の適性が配慮されるにいたり、生存率が徐々に改善されている。

②私有地への植林：

私有地への植林については、1991年に約7万5千本の苗木が配布された。苗畑で雇用されている労働者によると、住民に人気のある樹木は果樹(ミカン)である。

③苗畑の設立：

苗畑は5カ所に設置された。1ヶ所は周辺地域への植林がほぼ完了したことに伴い閉鎖され、また1カ所は「地域開発保全グループ(Community Development Conservation Committee=CDCC)」に委譲された。現在ある3つの苗畑は、年間16万本の苗木を配布する能力をもち、1991年には約15万本の苗木が配布された。

④自然林の管理

自然林の管理・保全活動については、自然林を実際に利用している森林利用者グループへの啓蒙活動を実施している。ベグナス地域には、自然林面積が10,031haあり、その利用者は3,253人となっており、35の利用者グループを形成している。

⑤改良ストーブの導入

改良ストーブは、樹木の消費量を減少させることを目的として開発された。普及方法は、住民にストーブ設置の技術訓練をし、訓練を受けた者がストーブを設置する。ストーブを設置してもらった住民は、これに対し100ルピーを支払う。このプロジェクトは森林保護とともに住民に収入を得る機会を提供するものである。

(2) 女性の参加・参画に関する活動

社会林業スタッフには、地域担当官 (Site in Charge=SIC)、レンジャー、苗畑の管理人 (ナイキ人)、苗畑労働者などがある。地域担当官はフォレスターの資格を持っており苗木の配布や会合などを担当する。レンジャーはSICの補佐役として1名いる。1992年12月現在、ナイキは3名いるが、うち2名は女性である。苗畑労働者には、女性が雇用されることが多く、労働時間は朝8時から夕方4時までとなっており、苗畑付近に住む者が雇用される。また、これらの苗畑労働者は、1日に1,000ルピーの報酬を受けている。この他、森林管理権がプロジェクトから住民に委譲される前は、不法伐採を阻止するために森林監視人が雇用されていたが、住民自身による森林管理が進んだ現在、その必要性が問い直されている。

BTRTプロジェクトでは、女性が、苗畑の労働者、植樹者として重要な役割を担っているが、女性の参加・参画を促進するために、7名の女性モチベーターがアグロフォレストリー部門にいる。女性モチベーターには、地元の女性が採用され、月々1,500ルピーの給料が支払われている。主な役割は、社会林業や自然保護の活動の促進と支援、および女性の啓蒙である。具体的には、①地域開発保全グループ (CDCC) のニーズに沿った植林活動の促進、②様々な会合の開催、③CDCCの啓蒙活動、④森林利用者グループに関する情報を地域担当官 (SIC) に伝達する、⑤森林資源に関する問題を含め、生活全般にかかわる問題を人々から聞き取りSICに報告する、⑥森林利用者グループが定例会議を持つようにする、⑦女性に土壌保全についての情報を提供する、⑧植林活動を継続的に実施するために利用者グループの啓蒙活動を実施する、⑨女性への啓蒙活動を実施する、⑩農業組合を組織化し、野菜や農産物の栽培・販売を組織的に行う、などがある。

現在、プロジェクト・サイトには、76のCDCCがある。このうち女性のみによって構成されているCDCCが14となっており、残りは男女の混成グループである。全ての混成グループの長は、男性となっている。女性だけのCDCCは、既存の地域の女性グループが基盤となって形成された場合が多い。既存の女性グループは、意識的に組織化されたものではなく、祭りや儀式の際に共同で作業を行ったりする他、井戸端会議のように月2回ぐらいの割合で集まり、日常の事について雑談をしているだけであった。

ベグナスには、1989年に形成された女性だけのCDCCであるカラムティ女性グループがある。このグループは薪不足の問題がきっかけで形成され、14世帯の代表からなる14名のメンバーから構成されている。活動内容は多岐にわたり、歩道整備、水槽設置、植林、

森林監視、家庭菜園、生活改善、小規模金融等がある。

さらに、1992年には、カラマティ女性グループを中心に、“森林利用グループ”が形成された。森林利用グループは、CDCCと異なり、利用する資源の量によって、対象となる人口が決定されている。このメンバーには、男性も含まれるが、登録は女性の名前でいうことになっている。これは、最初にグループが形成された時に、女性の名前で全員が登録したためである。各グループでは、2人ずつが1組になり、毎日順番に森林の見回りを行っている。

次に、社会林業を含め、BTRTが行うプロジェクト全体の実施方法について述べる。

①参加型問題分析と組織化

プロジェクトの実施に先駆けて、ニーズ調査が行われるが、これにはまず、住民が中心となって地域での問題を話し合う参加型の問題分析が行われる。この話し合いへの村人の参加形態には2通りある。すべての世帯から男女一名ずつが組になって参加するものと、男性あるいは女性に特有のテーマがある場合は、男女別々に会合に参加するものである。女性の会合には、男性が傍観者として立ち会うが、男性の会合に女性が傍観者となることは少ない。会合には、原則として地域担当官(SIT)と女性モチベーションが参加するが、レンジャーが参加することもある。話し合いの時間は通常2時間位で、早朝7時頃、あるいは夜遅くに開催する。

次のステップとして、共通の問題を持つ住民の組織化が行われる。組織されたグループは、共有する問題によって男女混成であったり男女どちらかによって構成される。しかし、実際には女性だけのグループを形成することは難しい。女性モチベーションによれば、女性グループの形成には地域の男性の認可を得る必要があり、男性の理解を得るにはかなりの時間がかかることが指摘されている。また、男性の承認なしでグループを形成することもできるが、あとで活動に支障が出る。したがって、プロジェクトでは原則として男性の承認を得ることとしている。

男性が女性グループの組織化に理解を示さない理由として、女性モチベーションから以下の諸点が指摘された。まず、第1に、「開発は男性の仕事である」という認識が男女双方に強くあること、第2に「女性が開発活動に参加することによって自分達の地位が脅かされる」あるいは「我々だけでも十分開発に貢献することができるのに、何故女性の助けを乞わなくてはならないのか」とう意識を男性が持っていることである。男性を説得する方法としては、女性が開発に参加しても男性の地位を脅かさないということを強調するとともに、女性がプロジェクトに参加することによって、「女性を通じて男性に便益がもたらされるということ」を認識させたり、「プロジェクトに女性が参加する目的は、現金収入を得るためではなく、プロジェクトの効果をあげるためであると説明する」などがあげられている。男性の理解を得るためには、植林あるいは家庭菜園といった分野から始める、あるいは隣人の男性に説得してもらうといった方法が取られる。通常、男性の理解を得るには3～4カ月ぐらいかかるという

ことである。

②普及活動と女性の参加

普及活動の手段としてデモンストレーション・プロジェクトがある。現在、森林保全および、飲料水・歩道舗装・家庭菜園を含めた地域開発デモンストレーション・プロジェクトが行われている。これらのプロジェクトを見て、女性達は飼料木の収集の負担が植林活動によって軽減されることを理解し、飼料木の植林に興味を示し始めている。このような普及活動には、プロジェクトを実施した住民を交えてのグループ討論や視察旅行が行われる。デモンストレーションファームでの樹木の割合は、飼料木（15%）、燃料木（20%）、用材（5%）、商品作物（10%）、果樹（60%）となっており、日常生活で使用する樹木が多い。

③訓練と女性の参加

住民の技能や能力を向上することを目的として、地域社会管理訓練 (Community Management training) や、農業技術に関する訓練などが行われている。1992年までに、10名のナイキ、45人の森林監視人に対して苗畑管理訓練が行われた。訓練には住民も参加し、教科にはグループマネージメント、グループアプローチ手法、経理業務、アグロフォレストリーなどがある。年間平均6～10コースが実施され、1992年までに65コースが終了している。女性を対象とした職業訓練には、家庭菜園、山羊飼育、養蜂、裁縫などがある。家庭菜園では、自家消費と販売を目的として玉葱、にんにくなどの栽培が行われている。

(4) 今後の課題

BTRTプロジェクトにおける問題点と今後の課題としては、以下の点があげられる。

- ①ナイキとの話し合いを通じて、樹木の品種選択に女性の意見が反映されているが、意志決定機関である森林利用グループにおいて女性の意見がどの程度反映されているかなどは明確でない。
- ②住民の持続的な参加を維持するためには、住民に短期的な成果を提示していく必要がある。このためには、私有地への植林が促進されることが望ましい。プロジェクトとしては、苗畑センターを通じて、住民に対して様々な技術を提供していくと同時に、モニタリングや評価システムを充実させて、組織的に私有地への植林を奨励することが望まれる。
- ③BTRTプロジェクトでは、既に植林活動と「ガリ」コントロールや農業分野のプロジェクトを連携させて実施している。今後はこのような連携型のプロジェクトの促進が望まれる。

I-9. 森林の保全・管理と女性の参加・参画

(1) 留意すべきポイント

①女性の過重労働

女性が、森林保全・管理などの開発活動に積極的に参加・参画できない第一の制約条件は、女性の過重労働である。女性の一日及び季節による労働時間配分を考慮しなければ、女性が開発に積極的に参加することは難しい。また、労働時間だけではなく、一度の20-40kgもあるような薪を背負って家と森の間を往復し、さらには瓶に入れて水くみを一日何回か行い、その上農作業と家事を行った後、どのくらいのエネルギーが残っているのかを考慮しなければならない。現在のままの状況で残されたエネルギーを開発に回すことができるのか、労働時間を短縮しなければ開発に参加できないとすれば、どのように短縮できるのか、という点を、季節や社会習慣なども考慮しながら検討しなければならない。農村の男女及び子供の一日平均の労働時間に関して、これまでさまざまな調査がおこなわれてきた。UNICEFの調査では、ネパールの女性の一日の平均労働時間は10.81時間と推定されている。また、6才から16才の子供の平均労働時間は、学校通学者では、女子3.32時間、男子2.39時間であるが、学校に通学していない者では、女子8.9時間、男子7.29時間と極めて長い。(UNICEF, 1992)

農村女性の季節別の労働時間を見ると、年間でもっとも忙しい時期は、雨季にあたる7月から9月である。この時期に丘陵地域では主生業の水稻の田植えが行われる。それ以前の乾季にあたる4月から7月は、農作業に費やされる時間は比較的少ないが、生活に必要な薪集めや水汲みにかかわる作業時間が非常に多くなる。

②男女の季節による労働時間

国際食糧政策研究所(IFPRI)が行った調査では、ネパールの丘陵地域の農村における女性の一日の平均労働時間は、農閑期に当たる1-3月では7.6時間、農繁期に当たる7-9月では10.9時間で、同時期の男性の平均労働時間はそれぞれ4.7時間、5.4時間である。(Kumar and Hotchkiss, 1988)女性の労働時間は男性の労働時間と比べると約1.6倍から2倍長い。表I-6.に示されているように、女性の労働時間の約3分の2は、薪や飼料木集め、水汲みなどの生活資源の収集活動に及び料理に費やされる。多いところでは、労働時間の半分がこのような仕事に当てられる。これらの数字は平均値を示したものであり、森林からの距離や季節、社会的階層やその他の諸要因により、もっと多くの時間を薪・飼料木の収集や水汲みに費やしている女性も存在すると思われるが、この表からはそのような実態は把握できない。更に、この表には、料理以外の家事に関するデータが示されていないので、育児、掃除、洗濯、家族の世話、および地域社会の活動(祭司や共同作業など)への参加などに費やされる時間に関しては明確ではない。

表 I - 6. 季節による労働時間配分 (単位: 時間 / 1人 / 1日)

活動 /	4 - 7月			7 - 9月			10 - 12月			1 - 3月		
	男	女	子供	男	女	子供	男	女	子供	男	女	子供
生産活動	2.7	2.3	0.1	4.7	3.6	0.0	4.3	3.4	0.0	3.9	2.2	0.1
農作業	2.2	2.1	0.1	4.1	3.4	0.0	3.8	3.4	0.0	2.3	2.1	0.1
雇用	0.5	0.2	--	0.6	0.2	--	0.5	0.0	--	1.6	0.1	0.1
再生産活動	2.5	7.7	3.3	0.7	7.3	1.3	1.0	5.3	2.5	0.8	5.4	2.7
薪集め	0.4	2.0	0.2	0.0	0.9	0.2	0.0	0.8	0.1	0.1	0.9	0.0
水汲み	0.2	1.6	0.3	0.0	0.9	0.2	0.0	0.8	0.1	0.1	0.9	0.0
草集め	1.2	0.9	0.3	0.1	2.4	0.7	0.1	0.4	0.1	0.0	0.2	0.0
飼料木	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.4	0.1	0.1	0.7	0.0
放牧	--	--	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	2.6
料理	0.4	2.2	--	0.4	2.4	--	0.4	2.1	--	0.3	1.7	--
合計	5.2	10.0	3.4	5.4	10.9	1.3	5.3	8.7	2.5	4.7	7.6	2.8

出典: Kumar and Hotchkiss (1988, Table 5, p.25).

注: 1) 子供は6才 - 15才。

2) 雇用は出稼ぎも含む。

3) 放牧はほとんど子供によって行われるが、放牧のデータは十分収集されていない。

更に、IFPRIの調査によれば、所得レベルごとに男女の農業労働時間を比較してみると、男性の場合は、徐々に収入が増えるのに比例して農作業の時間も増えるが、女性の場合は、すでに生活に最低限必要な再生産労働に長時間携わっているため、収入が多少増えても、全体の労働時間に大きな変化はない。極端に貧しい女性は、土地を所有しないことが多く、従って農業に費やす時間も再生産に費やす時間も少ない。これは、十分な栄養を摂取していないため、健康が維持できずに労働時間が短くなっているのが原因のひとつである。年間の収入が600ルピーから5,000ルピーの間の世帯では、女性の労働時間は、一日平均9時間 - 13時間であり、この中で最も収入が高い層の女性でも一日平均12時間は働いているという調査報告がある。したがって、どの収入レベルにおいても女性の過

重労働が顕著である。

③生産資源へのアクセスとコントロール

このように農村地域の女性はすでに、森林の減少・枯渇により今後更に労働時間が長くなっていくと予測される。それは単に女性だけの問題ではなく、子供や家族の中の高齢者などの労働、健康にもマイナスの影響を与えることになる。森林の減少・枯渇を防ぐためには、植林活動などを通じた森林の維持・管理をしていくとともに、森林資源の消費量が少なくて済む、料理用のカマドの普及、家畜の飼料や農業用の肥料の改善などが必要である。しかし、それと同時に、森林が住民に先行するのではなく、住民男女の生活全体の視点から開発が捉えられる必要がある。

更に、女性が主体的に開発に関わっていくようになるためには、教育、訓練、信用、土地、情報など生産に必要な資源へのアクセス及び所有、管理権が確立されなければならないが、ネパールの貧しい丘陵地域などでは、そのような制約条件をどのように克服していくかが大きな問題である。ネパールは文化的にも、民族、階級により分断されており、そのような社会構造のなかでの女性の参加の促進には、格別の努力が必要である。

(2) まとめ

森林と住民の生活とのさまざまな関係が、以上の指摘で明らかにされたと思うが、従来の森林計画やプログラムでは、女性の役割に対する配慮がされてこなかったといえる。「森林部門マスタープラン」においても、住民林業の重要性は強調されているものの、女性の参加・参画を促進するための明確なガイドラインやプログラムは提示されていない。特に住民林業を進めるために、森林ユーザー委員会を設置するよう進めているが、委員会の意思決定のプロセスにおいて、女性の視点やニーズをどのように反映して行くかというガイドラインは示されていない。更に女性が直接の対象となるべき訓練・普及プログラムなどが、計画されたり実施されたりしているが、女性は依然として周辺的(marginal)な存在としかみなされていない。

これまで、女性が置かれている社会的構造や経済的状况に対する分析には十分な注意が払われてこなかった。女性が実際に農業の重要な担い手であり、森林資源の保全・管理と密接な関係があることから、女性を無視した住民林業を促進しても成功するとは考えられない。たとえば、植林を進めようとして、一定の期間森林の使用を禁止したとしても、それは女性が長時間かけて今までより更に遠くまで薪や飼料木を集めに行くことになり、女性は反対するかもしれない。植林活動が女性にとっても便益があるということが理解されなければ、そのような試みは実施されないし、持続性も確保できない。

社会林業を通じた森林保全・管理に女性の参加・参画を促進するためには、女性が積極的に参加・参画できるような状況を創り出して行くことが必要であると同時に、女性が参加・参画できないような社会的な制約条件、経済的な制約条件を排除していくことが必要である。更にその前提として、農村社会が存続していくための条件を整備することが必要であり、そのためには農村社会全体の生活の向上を図らなければ、単に住民林業のみに注目しても、十分な効果は期待できない。このような点は、ネパールでこれまで実施されて来たいくつかの住民林業プロジェクト等で指摘されており、それらの経験に学ぶところは大きい。

森林の保全・管理を進めるに当たり、女性の役割の大きさは言うまでもなく、すでに多くの地域で女性の積極的な参加の事例が観察された。ここで取り上げた、他の援助機関やNGOの知識や経験は、極めて示唆深く、わが国の社会林業プロジェクトの実施においても、参考とすべき点が多いと考えられる。

注* 本節の作成にあたっては、ネパール林業普及計画プロジェクトリーダー渡辺桂氏作成の資料を参考にさせて頂き、併せて監修にもご協力頂いた。

- (1) 地域区分には諸説あるが、ここでは国際農林業協力協会編(1992, p.13)の区分を参考にした。これによれば、山岳地域は、標高4,877～8,848mで、世界最高峰のエベレストを含み、国土の3分の1を占め、国の北部にある地域である。高度と寒冷のため人口希薄であり、農耕適地は約2%しかない。丘陵地域は、国の中高度を東西に走る、標高610～4,877mの地域で、盆地や谷から成る。ポカラ、カトマンズ、ヘタウダなどの年があり、人口は比較的多い。面積的にはこの地域が最大で、その10%が耕作地。主産業は、家畜の放牧、高地の穀物栽培および家内工業。人口の47.7%を占める。テライ平野は、国の南部のガンジス平野に連なる低い平地である。肥沃な土地の大半と密林がある。土地の40%が耕作地。イネ、トウモロコシ、コムギ、サトウキビ、野菜タバコなど、広範囲の作物栽培が可能。人口は43.6%を占め、丘陵地域より少ないが人口増加率は最も高い。
- (2) Molnar (1987, p.2)によると、Lower Hills における一世帯あたりの年間の薪の消費量は、3,198kg である。また、門田(1991.1, p.26)によると、カトマンズ近郊シバプuri地区におけるある村の薪の消費量は生重3.1トンとなっている。

引用及び参考文献

- Bajracharya, Deepak and Others (1990). Women and the Management of Energy, Forest, and Other Resources, MPE Series No.3, ICIMOD, Kathmandu.
- Bartlett, A.G. and M.C. Nurse (1991). Technical Note; A Participatory Approach to Community Forestry Appraisals, Nepal, Nepal-Australia Community Forestry Project, Kathmandu.
- Bartlett, A.B. and Y.B. Malla (1991). Discussion Paper; Local Forest Management and Forest Policy in Nepal, Nepal-Australia Community Forestry Project, Kathmandu.
- Bhatta, B.R. (-) The Rural House-Hold Dependency of Natural Resources and Women's Role in Environmental Protection, ICIMOD, Kathmandu
- Chhetri, R.B. and M.C.Nurse (1992). Discussion Paper; Equity in User Group Forestry Implementation of Community Forestry in Central Nepal, Nepal-Australia Community Forestry Project, Kathmandu.
- Coady International Institute(1992). A Handbook for Social/Gender Analysis: Reference Manual, Canadian International Development Agency, Ottawa.

- Community Forest Development Division (1991). The Community and Private Forestry Programme in Nepal, Kathmandu.
- Denholm, Jeaneette(1989). A Women in Development Case Study; Karnali-Bheri Integrated Rural Development Project, A paper prepared for integrated development systems, CIDA sponsored gender analysis workshops, Kathmandu.
- Gurung, Chandra P. (1992). Conservation for Sustainable Development; The ACAP Experience, King Mahendra Trust for Nature Conservation, Kathmandu.
- His Majesty's Government(HMG) Ministry of Forest and Environment(-), The Nepal Community Forestry Development Project, Kathmandu.
- His Majesty's Government(HMG) Ministry of Forest and Environment, Master Plan for the Forestry Sector, Nepal; Executive Summary (1988). Master Plan for the Forestry Sector Project of HMG/ADB/FINNIDA, Kathmandu.
- His Majesty's Government(HMG) Ministry of Forest and Environment (1991). The Community and Private Forestry Programme in Nepal, Kathmandu.
- His Majesty's Government(HMG) Ministry of Forest and Environment (1992). Nepal Forestry Sector Programme Implementation; Opportunities and Constraints. UNDP, Kathmandu
- 石井溥(1992)『もっと知りたいネパール』弘文堂
- ICIMOD(1992). ICIMOD Annual Report 1991, Kathmandu.
- Japan International Cooperation Agency(JICA)(1990). Country Report for the Group Training Course in Reforestation Techniques and Forest Management in 1990.
- 門田毅(1990,1991)「ネパール中間山地における森林荒廃と農牧林業生産複合」『林業経済』1990.12(pp.22-30), 1991.1(pp.25-29), 1991.4(pp.23-32), 1991.7(pp.26-30)
- 国際協力事業団編(1986)『ネパール国農村社会基盤開発基礎調査報告書』
- 国際協力事業団編(1989)『ネパール住民林業開発計画コンタクト調査団報告書』
- 国際協力事業団編(1991)『ネパール林業普及計画事前／実施協議調査団報告書』
- 国際協力事業団編(1993)『ネパール林業普及計画－計画打ち合わせ調査団報告書』
- 国際協力事業団編(1993)『ネパール国別援助研究会報告書』
- 国際農林業協力協会編(1992)『ネパールの農業：現状と開発の課題』改訂版
- Kumar, Shubh K. and David Hotchkiss(1988). Consequences of Deforestation for Women's Time Allocation, Agricultural Production, and Nutrition in Hill Areas of Nepal, International Food Policy Research Institute(IFPRI), Washington D.C.
- Molnar, Augusta(1987). Forest Conservation in Nepal; Encouraging Women's Participation, SEEDS, No.10.

- Nurse, M.C. A.G. Bartlett and H.B.Singh (1992). Discussion Paper; Rapid Appraisal of Forest Resources in Community Forestry, Nepal, Nepal- Australia Community Forestry Project, Kathmandu.
- Nurse, M.C. and R.B. Chhetri (1992). Discussion Paper; Implementation of Community Forestry in Central Nepal - A Methodology for Monitoring and Evaluation of Operational Plans and the District Development Programme, Nepal: Nepal-Australia Community Forestry Project.
- Nurse, M.C. W.J.Jackson and A.G. Bartlett (1992). Performance Monitoring of Plantations for Community Forestry, Nepal, Nepal-Australia Community Forestry Project, Kathmandu.
- Nurse, M.C. A.G. Bartlett, H.B. Singh and M.Neopane (1992). Technical Note; Operational Guidelines for Establishing Nurseries and Plantations through User Group, Nepal, Nepal-Australia Community Forestry Project, Kathmandu.
- Rana, Devendra S. (1989). Annapurna Conservation Area Project; Three Year Retrospective Progress Report, King Mahendra Trust for Nature Conservation, Kathmandu.
- Regmi, Shibesh Chandra (1992). Women in Forestry; Study of a Women's Forest Committee in Nepalese Village, His Majesty's Government, Kathmandu.
- Singh, Hukum Bahadur (1992). Discussion Paper; Extension in Community Forestry Exploring New Approaches, Nepal, Nepal-Australia Community Forestry Project, Kathmandu.
- Siddiqi, Najma (1989). Women in Forestry Part I - Report of a Training Workshop, Nepal, Nepal-Australia Community Forestry Project, Kathmandu.
- Siddiqi, Najma (1989). Women in Forestry Part II ; NEAP with a Difference, Nepal, Nepal-Australia Community Forestry Project, Kathmandu.
- サッカー、プラバ(1992)「女性との関連から見た林業と環境」『アジア女性会議報告集 Part II 』アジア女性会議実行委員会編
- United Missions to Nepal (1992). Annual Report 1990/91.
- UNICEF (1992). Children and Women of NEPAL; A Situation Analysis 1992, Kathmandu
- 渡辺桂(1992)「ネパール林業部門の情勢」HMG/JICA: 林業普及プロジェクト

II . タイにおける社会林業プロジェクトと ジェンダー

II-1. 森林の状況

(1) 森林減少の現状

タイは、1940年代の初頭には、国土の65%が森林に覆われている森林大国であった。しかし、その後急速に森林破壊が進み1988年には、森林の覆蔽率は国土の28%になった。特に森林破壊が激しかった1973年～1978年の間には、山形県とほぼ同面積の9,300km²の森林が毎年消失していた。FAOの推定によれば、この頃の熱帯アジア地域での森林破壊は、年間20,000 km²であり、タイ一国でその約2分の1を占めていたことになる。表II-1はタイにおける森林減少の地域別推移である。

森林減少の最も激しいタイ東北部の森林率は14%であり、全国各地域の中で最低の水準にある。この地域の人口は、タイ全土の人口の約30%を占めており、国民一人あたりの総生産も国内で最も低い。1989年の統計⁽¹⁾によれば、東北タイのGNPは、全国平均の僅か37%となっており、貧困地域とされている。また燃料を薪に頼っている割合が全国の中で最も高く、燃料木の不足が指摘されている⁽²⁾。

表II-1. タイにおける森林減少の地域別推移 (単位: km²、%)

地 域	地域総面積 (km ²)	森林に覆われている地域の比率						
		1961	1973	1976	1978	1982	1985	1988
北 部	166,454	69 (100)	67 (97.1)	60 (87.0)	55 (79.7)	52 (75.4)	50 (72.5)	47 (68.2)
東北部	168,855	42 (100)	30 (71.4)	25 (59.5)	18 (42.8)	15 (35.7)	15 (35.7)	14 (33.3)
中 部	103,900	55 (100)	38 (69.0)	33 (60.0)	30 (54.5)	26 (47.3)	25 (45.5)	24 (43.6)
南 部	70,715	42 (100)	29 (61.9)	26 (69.0)	25 (59.5)	24 (57.1)	22 (52.4)	21 (50.0)
合 計	513,115	53 (100)	43 (74.9)	38 (68.9)	34 (59.2)	30 (53.9)	29 (51.5)	28 (37.5)

出所: Royal Forest Department, Ministry of Agriculture and Cooperative

※注: 下段()は、1961年を100としたときの指数

このような大規模な森林破壊の原因には、様々な要因があげられる。まず第1に経済の活況に伴う木材需要の増大、第2に人口増加及び輸出農産物価格の高騰に伴う無秩序な農地の拡大、第3に山岳民族による焼畑移動耕作の拡大、第4に国家政策に基づくダム／道路／住宅などの建設にともなう森林破壊、および工業団地などの開発および鉱物資源開発にもとづく森林破壊、第5に1975年－1980年代初頭にかけての共産主義勢力の掃討を目的とした軍事的戦略による森林伐採、そして最後に、政府による森林の囲い込みの結果人々の森林に対する関心あるいは慣習法がなくなった事などがあげられる。

かつて、タイは、北部地方のチーク林を主産物とする木材輸出国であったが、以上のような多年にわたる乱伐の結果、1972年以降は、輸入国に転じている。現在の主な木材輸入先は、マレーシア（全輸入量の60%）、インドネシア（同18%）、ミャンマー（同12%）等となっている。

（2）森林の定義と所有

タイにおける森林の定義は、1941年の森林法（The Forest Act of 1941）によって、土地局の管轄下でない「土地法によって所有されていない土地」となっている。つまり、樹木がなくても「森林」とみなされ森林法が適用されている土地が存在する。このような樹木のない「森林」は、その取り扱いをめぐる王室林野局と住民の間に葛藤を引き起こすことが多い。森林の所有は、従来地方領主の私有財産として認められていたが、1941年以降ほとんど全ての森林が国有化された。

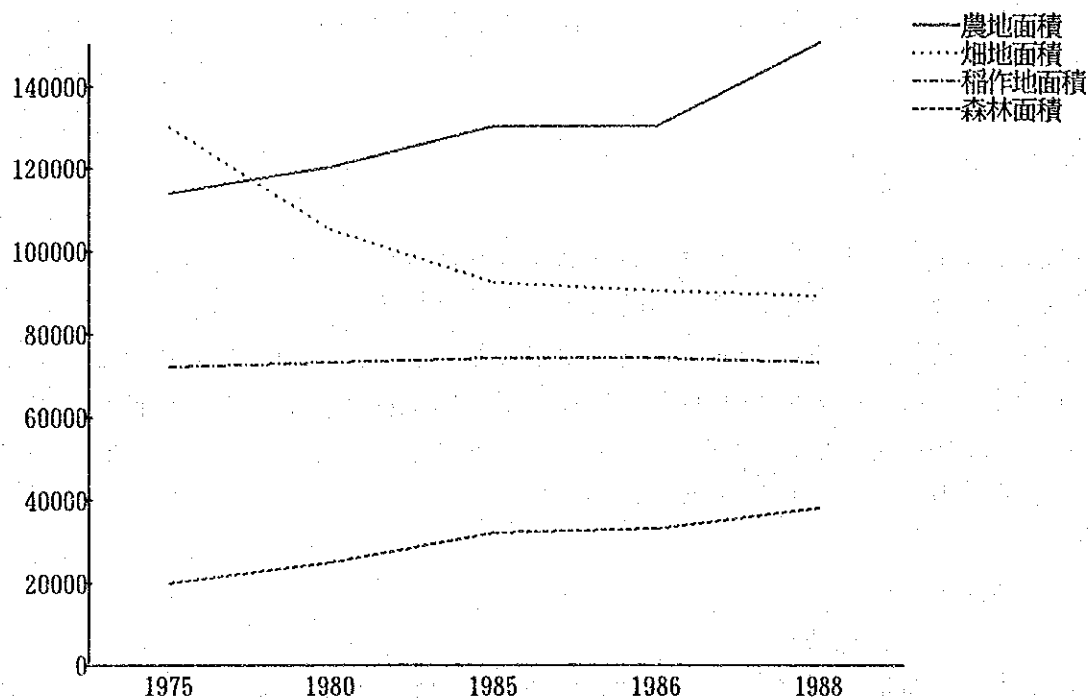
（3）森林の分布／植生

タイの森林の分布は地域によって異なる。1988年時点では、全森林の約55%が北部、東北部、中部が17%、南部が約10%となっている。北部の森林には、乾性フタバガキ林と経済的価値が高いチークを産する落葉混交林が主な構成要素となっている。これに対し、東北部は、乾性フタバガキ林と熱帯常緑樹が主となっており、チークを産する落葉混交林が少ない。この他、マングローブが大きな割合を占めている南部が異なった特徴を持っている。また、常緑林と落葉林の比率では、それぞれ40%と60%になっている。

(4) 土地利用状況

1988年時点では、土地利用に関しては農地面積が最も多く、国土の46.1%を占めていた(1億4780ライ)。農地面積は、森林の減少と反比例する形で増加しており、その増加は主に稲作地面積の増加によってもたらされている。(図Ⅱ-1.参照)

図Ⅱ-1. 土地利用状況の推移 (単位:千ライ)



出典: バンコク日本人商工会議所, 『タイ国経済概況(1992-93年版)』

II-2. 林業の現状と役割

農林水産業は、1991年の統計によれば戸数にして約52万戸となっており総戸数の約50%を占めている。農林水産業は、生産高でみると1980年までは第1位であった。しかし、近年、製造業や小売業の急激な成長に伴い、その重要性は次第に低下してきており、1989年のGDPにおける農林水産業の割合は、12.4% (254.523百万バーツ) となっている。更に、農林水産業の一部である林業は、総生産額の0.3% (5,540 百万バーツ) に過ぎない。

(表II-2. 参照)

表II-2. タイ経済に占める農林水産業の位置 (単位: 百万バーツ)

	1981	1985	1988	1989	1990
総生産額	760,195 (100)	1,014,399 (100)	1,506,977 (100)	1,775,978 (100)	2,051,208 (100)
農林水産業	162,987 (21.4)	169,895 (16.7)	250,384 (16.6)	266,379 (15.0)	254,523 (12.4)
: 農業	105,828 (13.9)	105,221 (10.4)	160,179 (10.7)	167,521 (9.4)	150,059 (7.3)
: 林業	9,560 (1.3)	8,962 (0.9)	8,974 (0.6)	7,482 (0.4)	5,540 (0.3)

出典: Office of the National Economic and Social Development Board,
Office of the Prime Minister, National Income of Thailand:1990

※注: 下段は総生産額を100とした場合の%を表す。

II-3. 森林関係機関及び林業の基本政策

(1) 林業行政組織

タイにおいては、農業協同組合省の12局の一つである王室林野局 (Royal Forest Department: RFD) が、森林行政の主幹官庁となっている。王室林野局は、中央直轄の組織と、県庁に置かれた林業関連部局から構成されている。中央の管轄組織は、バンコク本局 (1室13部81課) と地方営林局 (21 営林局) に分かれる。これに対し、県庁内の組織は、73県 (チャングワット) に林務課がありさらに588 か所に郡 (アンブー) の林業事務所がある。

営林局と林務課との間には直接の命令系統はなく、中央管轄組織下にある営林局では、主にコンセッションの管理、造林の実施や林業の技術指導が主な役割となっているのに対し、県庁下にある林務課は、県下の土地権利を含めた林業にかかわる許認可の業務に携わっている。

森林に関係するその他の機関としては、交易事業体の木材生産公社 (FIO)、民間の造林企業、コンセッショナーなどがある。また、王室林野局以外で積極的に社会林業を推進している機関には、タイ最大のNGOであるPDA (Population and Development Association) ⁽³⁾ およびTFAT (Tree farmers Association) ⁽⁴⁾ がある。

(2) 王室林野局の予算

1989年のタイの国家予算に占める王室林野局の割合は、0.6% (150億円) となっている。また、その目的別割合は、表3に示した通りである。タイの王室林野局の予算配分の特徴は、職員給与が35%と高くとなっていることである。また、品目別で見れば、森林保全費用がや全体の65%と大きな割合を占めている。(表II-3. 参照)

表II-3. 王室林野局予算 (1989年度) (単位: 百万バーツ)

支出内容	予算額
施設設置、土地取得及び資材調達	637,871,000 (35.3%)
職員給与	636,064,000 (35.2%)
補償経費、通常経費、資材調達	287,313,000 (15.9%)
臨時職員給与	227,682,000 (12.6%)
公共施設整備 (国立公園等)	18,070,000 (1.0%)
補助金	1,817,000 (0.1%)
合計	1,807,000,000 (100%)

出所: 王室林野局資料

(3) タイにおける森林政策

タイにおける森林政策の推移は、資料Ⅱ-1. の通りである。

資料Ⅱ-1. タイにおける森林政策の推移

年	政 策 概 要
1941	森林法の骨子が決定
61	国有地利用委員会による土地利用区分基準の制定、国有林の確定作業開始
77	第4次国家経済社会発展計画(1977~1981)開始。大規模造林の推進を国家的な緊急事項として取り上げる。丸太の輸出禁止措置。
85	森林政策策定。森林面積40%を確保。(内、37.5%は保護林、62.5%は木材生産を目的とした生産林)
87	第6次国家経済社会発展計画(1987~1991)開始。民間セクター導入による大規模造林の推進。
89	コンセッション停止、民間資本による国有林内での伐採、造林事業が一部の例外を除いて全面的に禁止。
92	第7次国家経済社会発展計画(1992~1996)開始。森林面積40%を確保。(内、15%は保護林、25%は経済林)
94	林業マスタープラン終了予定。

(筆者作成資料)

タイには森林政策の上位計画として、5か年の社会経済開発の方向性と達成目標を示した「国家開発経済社会開発5か年計画」がある。この他、森林に関する様々な森律や法令が発令されている。また、1994年には、UNDPとフィンランド政府の援助を受け、林業政策にかかるマスタープランの策定が計画されている。以下、森林に関する主な政策、および国家計画について述べる。

①国家社会経済開発5か年計画

森林政策の上位計画としては、1961年から開始された国家経済社会開発計画がある(以下、開発計画と記す)。この開発計画は1961-1965年の第1次開発計画に始まり、現在第7次開発計画(1991-1996年)が進行中である。開発計画において森林問題が重要な課題となったのは、第4次開発計画(1977-1981年)において、大規模造林の推進が国家的な緊急課題として取り上げられてからである。第6次開発計画では、民間セクターの導入による大規模造林の推進が大きく取り上げられている。さらに、第7次開発計画では、1991年から30年の間に、政府、政府関係機関、民間企業などの造林活動により718万haの人工林を造成すると同時に、保全林を回復し、全国の森林率を40%にするという目標を打ち出している。

②国家森林政策

タイにおける森林政策は、1938年のProtection and Reservation Actに始まる。その後1941年に現行の森林法の骨格となる森林法が制定された。その後1964年、1968年、1975年にも森林関係の法令が出された。これらの法令では、主に以下の4つの事柄についての決定がなされ、上記計画に示される目標に向けた施策が進められている。

- a. 保全地区の境界設定に関する条項
- b. 国有林の確定
- c. 森林を保護林（国立公園、野性動物保護区）とコンセッション地域の選定
- d. コンセッションで伐採できる木材の条件の決定

最近特に注目されているのは、国有林内の保全地区に不法に居住する焼き畑耕作者を国有林外へ移住させ、その跡地に造林を行う施策が1987年から農業共同組合省（王室林野局）と陸軍によって進められてきたことである。しかし、この強制移住政策には、住民や世論の批判が強く、また、1992年5月の政治的変動の影響もあり、同年10月に至り、本施策は中止された。また、経済林の開発のうち、国有地を民間に長期リースする施策は、1992年時点では具体化されていない。

③木材伐採制限（または禁止）及び木材需給の推移

タイは1972年に木材輸入国に転じて以来、1977年には丸太禁輸措置、1979年には木材採権（コンセッション）方式による生産形態をとった。一部の地区では、伐採禁止措置が採られ、さらに1988年に起きた南部地区の大水害を契機に、治山治水の観点から南部の全コンセッション地区での伐採禁止措置がとられた。これは、後に全国の全コンセッション地区に拡大された（マングローブ林は対象外）。したがって、木材の供給は、私有林の伐採（1992年、造林法の改正により、全ての樹種につき植伐は自由になり、課税が廃止された）とマングローブ（国有林）の伐採および近隣国からの輸入に依存している。（表Ⅱ-4. 参照）

表Ⅱ-4. タイにおける木材の需要供給の推移（単位：千 m^3 ）

年次 区分	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
国内生産量	2,032	1,883	2,015	2,149	2,048	919	492	232
輸 入 量	582	418	349	725	1,123	2,508	3,341	3,284
輸 出 量	7	11	29	112	181	53	49	58
国内消費量	2,607	2,290	2,334	2,762	2,990	3,374	3,784	3,458

※注：伐採禁止例は、1989年1月より発効。

出所：王室林野局

④造林面積の拡大

タイ国における人口造林の歴史は、1906年、王室林野局によるチークの試験造林に始まる。しかし、1986年までの人口林面積累計は約73万haで、森林の減少が1,246万ha(1961年～1985年)であるのに対し、わずか6%の回復率である。

(表II-5. 参照)

表II-5. 造林面積の推移 (単位: ha)

区分 年次	王室林野局の管轄分			インセプション 保有者によるもの	ボランタリー 造林	村落共 有林造 成事業	民間造林
	造林部	その他	計				
1906～1953	1,626	—	1,626	—			
1954～1960	2,163	—	2,163	—			
1961	3,440	—	3,440	—			
1962～1966	18,880	480	19,360	—			80,000
1967～1971	22,595	4,896	27,491	4,598			
1972～1976	28,260	18,918	47,178	14,527			
1977～1981	93,116	124,110	217,226	74,501	74,684		
1982～1988	47,461	58,009	105,470	61,965		1,162	
計	217,541	206,413	423,954	155,594	74,684	1,162	

出典：『海外林業適地調査報告書(タイ)』(1987年)及び『地域社会林業情報整備事業調査報告書(インド、タイ編)』(1983年)、いずれも海外林業コンサルツツツ発行。

※注：1962年以降は、各次の国家経済社会開発計画の期間に見合う期間である。

⑤森林マスタープラン

林業政策に関するマスタープランは、UNDPとフィンランド政府の援助を受けて現在作成中である。このマスタープランでは、今後の林業政策の在り方や方策について包括的な提言が提出されることになっている。

II-4. 王室林野局の社会林業プロジェクト

王室林野局が実施する社会林業プロジェクトは、以下の通りである。これらのプロジェクトをみた限りでは、タイにおける社会林業は政府主導型であり、プロジェクトに住民が参加する、あるいはプロジェクトの実施目的が住民の生活に役立つ薪炭、果樹、家畜飼料などを政府が供給するといった活動がその中に含まれる。これは、本報告書第1部で考察された社会林業の基本的考え方とは乖離しており、住民が自発的かつ主体的に行うことを目指す社会林業の概念と多少異なると思われる。

(1) 森林村プロジェクト

1967年、国家林地管理部 (National Forest Land Management Division =NFLMD) のもとに、森林公社 (Forest Industry Organization=FIO) は、植林経営の一環として "Forest Village System Plantation =FVSP" を導入した。1975年に、このプロジェクトの概念が王室林野局によって引き継がれ、森林村プロジェクト (Forest Village Programme) となった。

FVSPでは、土地なし農民を定住化させるために、土地を与えると同時にプランテーションでの雇用機会を提供した。FVSPによってつくられた村は、通常100家族で構成され、一家族につき1.6haの耕地と0.16haの居住地を提供される。また、村には、電気、水道、学校、寺が政府より提供される。1983年までには、42村がつくられ、1827家族、9518人が対象となった。

森林村プロジェクトでは、FVSPの方法を受け継ぎ、農民の農耕地2.3ha、居住地0.8haを割り当てると同時に、村に基本的なインフラを設置し、更に村の周りには大規模造林を行うことによって、村人に雇用機会を提供した。FVPは、国有林内に住む人々の貧困問題解決を目的として導入された。農民はこのプロジェクトによって得た土地を王室林野局の許可なくして売却することが出来ない。1975~1984年までには77のFVPが実施され、32,000ha土地が144村23,000世帯に分配された。

(2) 土地保有証明計画

1979年、森林減少に対処するために王室林野局は、森林地を農業適性地と上流流域に区分した。上流流域は保護林とし、農業適性地を土地保有証明計画 (Sit Thi Thamkin : STK) の対象地とした。STKの目的は、森林の中あるいは周辺に住んでいる住民に一定の土地を与えることによって定住化を促進させ、更なる森林破壊を食い止めることである。

STKのもとに、土地の測量調査を行い、各世帯に2.4haの土地を提供する。しかし、もし既存の土地が2.4ha以下であった場合には、既に所有していた土地内でしか土地所有が認められない。つまり、プロジェクト開始以前に1.5haの土地しか持っていなかった場合には、1.5haしか所有が認められない。一方、既存の土地が2.4ha以上ある場合には、最高8haまでの土地所有が認められる。しかし、2.4ha以上の土地に関しては0.16haにつき50パーツ支払わなくてはならない。

STK では、最初の5年間は土地の利用権のみが認められる。この段階の土地に関する権利はSTK1と呼ばれる。5年経過後、相続権が発生し、この段階の権利はSTK2と呼ばれる。STK とFVP の違いは、電気、水道といった基本インフラが提供されない点、および一定年数経過の後に土地の相続権利が発生するところである。1982～1985年までの間に400,000ha の土地が25万世帯の住民に分配された。

(3) Village Woodlot Project

アメリカ国際開発庁（USAID）と王室林野局との協力によって1981～1984年にかけて行われたプロジェクト。東北タイ7県において6,000 ライのモデル林を造成し、8 県に1,000 万本の苗木を無償提供した。共有地、寺、学校となどに植林し、それらの土地を活用することによって燃料木や薪炭木の家庭消費用の木の提供が可能になることを提示し植林を促進することを目的としている。

(4) 苗木の無料支給

王室林野局では、地域住民が個人的な目的あるいは、社会的目的の為に植林を実施する際に470 ヶ所にある苗畑から無料で苗木を支給している。

(5) アグロフォレストリー

アグロフォレストリーに関する知識の提供により土地の生産性を高め、FVP やSTK で土地を提供された住民が継続的に定住することを目的として実施されている。

(6) 総合流域開発プログラム

タイ国内に68の地域を選定して、地域の近辺にすむコミュニティに対して、荒廃地域への植林に責任を持つようにする。

(7) 普及プロジェクトを通じての参加型林業開発

1987年よりUNDPとFAO とSIDAの協力によって開始した。住民による植林活動を促進するのに必要な情報や技術を王室林野局に蓄積することと、中央/地方レベルでの王室林野局の能力を高めることを目的としている。